

履修の手引

令和8年度

2026



島根大学人間科学部

学生番号：H

氏名：

◎本書『履修の手引』について

『履修の手引』は、履修に関する必要最小限の情報を整理したものです。

各学年・学期ごとに行う授業科目の登録（履修登録）の際には、この手引で必要な情報を確認してください。

目 次

はじめに

I. ディプロマポリシー	2
II. カリキュラムポリシー	4

修学案内

I. 修学に関する一般的事項	8
II. 履修手続	9
III. 授業	10
IV. 試験	12
V. 成績評価・成績通知	13
VI. ディプロマポリシー達成支援システム	14

カリキュラム

I. カリキュラム編成の概要	16
II. 履修表	25

各種資格について

I. 社会福祉士	32
II. 精神保健福祉士	35
III. 公認心理師	38
IV. 社会福祉主事	41
V. 認定心理士	43

関係規則等

I. 人間科学部規則	45
II. 人間科学部履修細則	49
III. 人間科学部における履修登録単位数の上限の特例に関する要項	54
III-2. 人間科学部における履修登録の取消しに関する取扱要項	55
IV. 人間科学部における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項	56
V. 人間科学部におけるクロス教育に関する取扱要項	59
VI. 地域人材育成コースの教育プログラムについて	63
人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項	65
VII. 「就業体験」の成績評価及び単位認定に関する申合せ	69
VIII. 卒業研究に関する申合せ	70
IX. 人間科学部学生の大学院人間社会科学研究科授業科目の履修に関する要項	71
X. 人間科学部棟配置図	73

はじめに

I．ディプロマポリシー

II．カリキュラムポリシー

I. ディプロマポリシー

人間科学部は、人間を深く理解し、人々がその人らしく生きることができるようささえることができる地域実践力を持つ人材を育成することを目的として、平成29年4月に新設された学部です。本学部には、心理学コース、福祉社会コース、身体活動・健康科学コースの3コースを設置しています。

人間科学部はその教育目的を達成するため、上記の育成する人材像に基づき、以下のとおり学位授与方針（ディプロマポリシー）を定めています。

学士課程において、以下に掲げる資質・能力を身につけた者に、学士（人間科学）を授与します。

1. 人間について多様な視点から幅広い知識を身に付けている
2. 人間を身体的側面、心理的側面、社会的側面から深く理解している。
3. 人々がかかえる問題を発見・探求し、人々がその人らしく生きることができるようささえることができる地域実践力を身につけている

学修成果として身につく具体的な資質・能力は、以下のとおりです。

- ①人間の身体的側面、心理的側面、社会的側面について幅広い専門的知識を身につけ、人間を多角的にとらえることができる。
- ②他者の知見を客観的に検討し、自己の知見を他者に対して論理的に表現することができる。
- ③持続的な関心を持って、人間のかかえる様々な問題に主体的に関与していこうとする態度を身につけている。
- ④人間がかかえる諸問題を的確に分析する力を身につけている。
- ⑤人間がかかえる諸問題の解決法を構想し、それを実践する力を身につけている。
- ⑥地域社会がかかえる問題を発見・探求し、他者と協働して地域に暮らす人々を支援する力を身につけている。

なお、DPと特に関わりが深いSDGs17の目標は、以下のとおりです。

SDG 「3. すべての人に健康と福祉を」

学士（人間科学）の取得者は、人間の身体的側面、心理的側面、社会的側面について幅広い知識を有しており、健康・福祉が含有する心身の状態と社会とのつながりについて総合的に考察する能力を有しています。個人の健康だけでなく、社会全体の福祉の向上に必要な多角的な視点を提供することができ、SDGsの目標達成において重要な役割を果たすことができます。

SDG 「11. 住み続けられるまちづくりを」

学士（人間科学）の取得者は、深い人間理解に加え他者との協働を通じて地域に暮らす人々を支えることができる力を有しています。地域のニーズを理解し、住民の福祉と健康を考慮した地域の開発に関わることができます。また、多様な文化や背景を持つ住民の間でのコミュニケーションと協力を促進し、包摂的で持続可能なコミュニティの構築に寄与することができます。

Ⅱ．カリキュラムポリシー

人間科学部は、前述の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下のとおり教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）を定めています。

①教育課程の編成方針

1. 1 年次～2 年次では、主として全学基礎教育を履修します。全学基礎教育は、現代社会が求める基礎的な資質・能力の成長を促すために、すべての学士課程に所属する学生が共通して学修する教育課程であり、「島大 STEAM 科目群」「ユニバーサル科目群」「地域創生科目群」「教養育成科目群」の 4 つの科目群に分かれます。このうち「島大 STEAM 科目群」「ユニバーサル科目群」には必修科目が設定されています。「島大 STEAM 科目群」では「数理・データサイエンスへの誘い（2 単位）」と「情報科学（2 単位）」、「ユニバーサル科目群」では「英語（6 単位）」と「初修外国語（4 単位）」、「SDGs 入門（2 単位）」が必修科目です。このほかに、選択科目として 4 つの科目群から幅広い分野の授業科目を選択履修し、全学 CP が定める各科目群の目標への到達を促します。
2. 人間科学部では、専門分野での学修に加えて、自己のもう一つの成長の可能性を発現させるため、「島大クロス教育」の履修を推奨します。「島大クロス教育」は、下に掲げる①～⑤の 5 つのプログラム・カテゴリーがあり、テーマや学問分野の異なる複数の教育プログラムによって構成されています。プログラムごとに修了に必要な単位数が定められています。卒業までに「島大クロス教育」から 1 プログラム以上含んで学修することを推奨しています。
 - ①テーマ別プログラム（10 単位）
 - ②他学部学問基礎プログラム（10 単位）
 - ③同学部異領域（学際領域）専門プログラム（10 単位）
 - ④アドバンストプログラム（20 単位）
 - ⑤トランスボーダープログラム（30 単位）各カテゴリーの目的・目標については全学 CP を参照して下さい。
3. 初年次教育では、学生の主体的なコース選択とキャリア形成を支援するため、「人間科学入門セミナー（2 単位）」「人間科学概論（2 単位）」において各コースにおける 4 年間の学びと卒後のキャリアについて学びます。また「人間科学入門セミナー」で、全てのディプロマポリシーにかかわる研究、プレゼンテーション、コミュニケーションの基礎教育を行います。
4. 地域において人々が抱える問題に対して、持続的な関心を持って、主体的に関与するとともに、その解決法を構想する地域実践力を育成するため、初年次から卒業年次まで、学部共通の地域実践基盤科目、及び各コースの特性に応じた地域実践展開科目を設けています。

5. 様々な人々と共同で問題解決にあたる実践力を育成するため、コースを越えて知見を交換し合う「インタラクティブ・プレゼンテーション・ミーティング」(IPM)を取り入れ、専門を異にする人々ともコミュニケーションがとれるようにします。
6. 人間を身体的-心理的-社会的側面をあわせ持つ存在として多角的にとらえることを可能にするため、本学部における学びの基礎となる「人間科学概論」や「地域包括ケア概論」を必修とするとともに、学部共通科目として、本学部の柱となる健康科学、心理学、社会福祉学の基礎を学ぶ共通基盤科目群を設定しています。さらに、地域社会の問題を見る目を養う地域社会科目群、人間をより幅広くとらえる視点を養う人間理解科目群を他学部と連携して設定しています。
7. 人間を共感的・客観的に理解し、人々と共感的・論理的にコミュニケーションをとることができるようにするため、コース専門科目において、対人関係スキルを育成する授業科目を配置しています。
8. 地域実践基盤・地域実践展開科目において得た知見を確かなものとするために、コース専門科目を地域実践基盤・地域実践展開科目と有機的に関連させ、地域実践における気づきを一般化し、理論による体系化ができるようにするとともに、問題を発見し分析する力が身につくようにしています。
9. 科学的思考に基づくリサーチ力（自己や他者の知見を批判的に検討する力、仮説検証的に考察する力、エビデンスに基づいて考える力）を身につけるため、各コースにリサーチ力育成の授業を配置しています。
10. 4年次に卒業研究(4単位)を課し、4年間の学びの集大成を行うようにしています。
11. 所定の科目を履修すれば、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格が得られるようにしています。また、大学院に進学し臨床心理士受験資格、公認心理師受験資格を得られるに足る学部教育が受けられるようにしています。
12. 人間科学部では、SDGsの目標とその達成への理解を促すため、全学基礎教育の「SDGs入門(2単位)」を必修科目として学修します。また「人間科学概論(2単位)」をはじめとする学部共通科目、また各コースの専門科目の学修を通じて、心身の健康と福祉に関する知識の基盤を修得することで、SDGsの目標「3. すべての人に健康と福祉を」の達成に資する人材を育成します。また必修科目である「人間科学地域実践入門(2単位)」,「地域包括ケア概論(2単位)」,さらには各コースの地域実践展開科目の学修を通じて地域に暮らす人々が抱える問題とその解決法を着想することで、SDGsの目標「11. 住み続けられるまちづくりを」の達成に資する人材を育成します。さらに、全ての授業科目において、SDGsの17の目標との対応関係をシラバスに記載し、学生の関心に沿った授業選択を促します。

②教育課程における教育・学修方法に関する方針

1. 授業科目のナンバリングを定めて年次配置を行うとともにCAP制を実施して、卒業までの履修期間における無理なく効果的な学修を促します。

2. 学生が主体的に学ぶ動機づけとなるように、初年次教育の段階から地域に出向いて学ぶ科目を設けます。
3. 地域実践基盤科目や地域実践展開科目のみならず、コース専門科目においても、アクティブラーニングを十分に取り入れた授業を配置します。

③学修成果の評価の方針

1. 成績評価基準を公表すると共に、各授業科目のシラバスに成績評価の方法と基準を明確に記載し、これに従って成績評価を実施します。
2. ディプロマポリシー達成状況を定期的に各学生にフィードバックし、学生に自身の学修状況の把握と自己評価を促します。
3. 授業ごとの成績分布や学生による授業評価の結果等を踏まえて、カリキュラムの点検・改善を検討し、実施します。

修学案内

- I. 修学に関する一般的事項
- II. 履修手続
- III. 授業
- IV. 試験
- V. 成績評価・成績通知
- VI. ディプロマポリシー達成支援システム

I. 修学に関する一般的事項

1. 学生の皆さんへの大学からの連絡方法について

皆さんへの大学からの連絡は「掲示」が基本です。すべての連絡事項は、学生センターの全学掲示板、人間科学部掲示板、学務情報システム(CampusSquare)、島根大学ホームページ等で示されます。

各種書類の手続方法・提出期限、教室配当、休講通知、試験通知、奨学金関係の通知、各種案内等を見落とすことなく必要な対応をしてください。特に、学部掲示板や電子掲示板、学務情報システム(CampusSquare)はいつも見る習慣をつけてください。掲示を確認しなかったことにより被る不利益は、原則として全て自己責任となります。

なお、緊急の場合には、事務や教員から携帯電話等に直接連絡することがあります。

2. 学年暦（行事計画）について

大学における1年間の行事計画を「学年暦」といいます。学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。学年は、「前期」（4月1日～9月30日）と「後期」（10月1日～3月31日）の二つの学期に分けられます。本学の授業は基本的には前期と後期の2区分にして実施されていますが、一部、1年間を通して行う「通年」授業もあります。

授業日程、試験日程及び休業日等の開始日や終了日は、島根大学ホームページに掲載されている「島根大学学年暦（松江キャンパス用）」で確認してください。なお、学年暦上の休業日であっても、集中講義や実習等の授業が行われたり、説明会などの行事が開催されたりすることもありますので、注意してください。

Ⅱ．履修手続

1. 履修登録

授業科目を履修し、単位を修得するためには、各学期の指定された期間内に履修科目を学務情報システム(CampusSquare)から登録しなければなりません。これを怠ると、たとえ授業に出席して試験を受けても単位を修得することはできません。なお、各授業科目には履修が可能となる年次が指定されていますので、年次指定（その年次以上という意味。指定されている年次以上であればいつでも履修することができます）に従って履修する授業科目を選択してください。

また、1年次前期の履修登録時には、住所などの個人情報等も届け出る必要があります。緊急時の連絡等に必要ですので、忘れずに学務情報システム(CampusSquare)から登録してください。なお、その後届け出た内容に変更が生じた場合は、各自で修正してください。

2. 履修登録単位数の上限について

本学部の学生が各学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、特例に該当する場合を除き、人間科学部規則により28単位と定められています。ただし、集中講義として開講する科目は除きます。なお、上限の特例の詳細については「人間科学部における履修登録単位数の上限の特例に関する要項」を参照してください。

3. 履修登録の変更について

履修登録期間が終了した後は、人間科学部における履修登録の取消しに関する取扱要項に基づき、取消しをすることができます。追加を含め、履修科目を変更する必要がある場合は、学生センターへ申し出て「履修変更届」を提出してください。

Ⅲ. 授 業

1. 授業の方法について

本学の授業形態は、「講義」、「演習」、「実験」、「実習」及び「実技」に分かれています。

- 講義・・・教員による講義形式の授業。
- 演習・・・学生が主体となった演習形式（課題について学生があらかじめ学習してきて、その成果を教員の指導のもとで発表・討論する等）の授業。
- 実験、実習及び実技・・・さまざまな器具や装置を用いて仮説や理論を実際に検証したり、主に学外の施設や現場で実際の体験を積んだり、あるいは芸術や運動の実演等、実践的な形式の授業。

なお、本学における授業時間（時限）は以下のとおりで、ほとんどの授業は 2 時限連続（これを 1 コマと通称します）で行なわれます。

1 限	8 : 3 0 ~ 9 : 2 0
2 限	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
3 限	1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5
4 限	1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 0 5
5 限	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 5 0
6 限	1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 4 0
7 限	1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 4 5
8 限	1 5 : 4 5 ~ 1 6 : 3 5
9 限	1 6 : 5 0 ~ 1 7 : 4 0
1 0 限	1 7 : 4 0 ~ 1 8 : 3 0

また、面接授業の他に、遠隔授業が実施される場合があります。

遠隔授業は、多様なメディアを高度に利用して行う授業のことです。大きく分けて 2 つの方法があります。

1. 同期型オンライン授業（同時双方向型の授業）の場合

Web 会議システム（例：Zoom, Office365 Teams など）を用いて、映像や音声データを送受信し、教員と学生が同時にコミュニケーションできる環境で授業を行います。

2. オンデマンド授業の場合

皆さんが都合のよい時間帯にインターネット上（島根大学 Moodle など）に置かれた資料・音声・写真・動画などの教材を見ながら学ぶ授業のことです。同時双方向ではありませんが、教員への質問や学生同士のコミュニケーションは受講後にメッセージを

送ったり、オンラインフォーラム等で行います。

遠隔授業は、参加方法や出席の取り方、課題の提示や提出も面接授業とは異なるので、授業のシラバスで必ず確認してください。

なお、面接授業と遠隔授業を組み合わせた授業のことは、ハイブリッド型授業と呼びます。

2. 授業計画書（シラバス）について

それぞれの授業内容等は、学務情報システム(CampusSquare)上に公開されているシラバスの中で説明されています。

シラバスには、授業科目名、授業の目的、達成目標（達成度）、授業の内容、授業の進め方、テキスト及び成績評価の方法等が記載されていますので、授業選択の判断材料として活用してください。

3. 公認欠席について

「授業公認欠席の取扱要項」に基づき、下記に記載されている事由に該当する場合は、公認欠席（公欠）が認められます。公欠により授業を欠席する場合には、「公欠届」と必要な書類を併せて、学生センターに提出してください。

1. 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患したことにより、医師の診断に基づき、学長により出席を停止された場合
2. 親族が死亡した場合
3. 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の規定により裁判員（補充裁判員を含む。）又は裁判員候補者に選任された場合
4. 検察審査会法（昭和23年法律第147号）の規定により検察審査員（補充員を含む。）に選定された場合
5. 骨髄移植に係る骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行う場合
6. その他やむを得ない事由があると認められる場合（犯罪行為、天災等に基づく被害を受けたことにより、授業への出席が困難となった場合）

Ⅳ. 試 験

定期試験は、通常各学期末に実施します（試験期間は、学年暦に記載されているほか、別途掲示板でも通知します）。

なお、授業によっては、学期の中途でも試験が実施される場合があります。

1. 定期試験の方法

① 通常の授業時間割による試験

1 週間にわたって、通常の授業時間割で実施します。

② レポートの提出

授業によっては、試験に代えてレポート等を課すこともあります。この場合は、授業担当教員の指示に従って提出してください。

2. 受験の際の注意事項

島根大学ホームページに掲載されている学生関係規則集に「定期試験受験のための注意事項」が記載されていますので、よく読んでおいてください。

3. 追試験及び代替試験について

病気やケガ、天災等の非常災害、近親者の死亡、卒業年次の就職試験等の理由、フレックスターム* を利用した長期の自主的活動により、定期試験を受けることができない場合は、本人の願い出により追試験、代替試験を行う場合がありますので、学生センターに相談してください。

なお、詳細は、「追試験に関する取扱要項」、「フレックスタームにおける代替試験に関する取扱要項」が、学生関係規則集に記載されていますので、よく読んでおいてください。

* フレックスタームとは

前期の授業期間終了後の4週間をフレックスタームと呼びます。この期間は、海外留学や長期インターンシップなど、自主的な学修を促進する期間です。原則としてフレックスタームの第1週に定期試験が行われます。フレックスタームを利用して海外留学等への参加を促進することに伴い、定期試験が受けられない場合、代替措置を申請することができます。

なお、本学では、フレックスタームと夏季休業期間を合わせてギャップタームと呼んでいます。

V. 成績評価・成績通知

1. 成績評価

成績の評価は、試験等の成績に平常成績及び修学状況等を考慮し、以下の基準に基づき評価します。

評価		評点 (100点満点)	到達目標の達成度	Grade Point
合格	秀	100～90点	高い水準で達成している	4
	優	89～80点	十分に達成している	3
	良	79～70点	概ね達成している	2
	可	69～60点	最低限達成している	1
不合格	不可	59点以下	達成していない	0

また、授業において、成績評価の対象となる受験、課題提出及び発表等を行わなかった科目、出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない科目は「未修」となります。

その他、「認定」(外国語能力試験の単位認定など)及び「無効」(試験時の不正行為等により、懲戒処分となった者が履修した科目)があります。

なお、詳細は、「成績の評価に関する取扱要項」(学生関係規則集)に定められています。

また、本学では、学生の学修状況を全体的かつ客観的に捉え、学生の主体的学修を促進するとともに、教員の学修指導の目安となるようGPA(Grade Point Average)制度を導入しています。GPAとは、学修の状況及び成果を示す定量的な指標であり、GP(Grade Point)(各授業科目の評価を0～4点の点数に置き換えたもの)の平均を以下の計算式により算出します。

【GPAを算出する計算式】

$$GPA = \frac{(\text{評価を受けた各授業科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

2. 成績通知

成績は、次学期の履修手続期間前に、各自が学務情報システム(CampusSquare)で確認してください。成績の通知日は、学年暦に記載されているほか、学期毎に掲示します。各自の責任において成績を把握し、卒業に必要な単位を確実に修得するようにしてください。

Ⅵ. ディプロマポリシー達成支援システム

本学部では、学生の皆さんが在学中にどのような能力を経験値として獲得したかが数値で分かる「ディプロマポリシー達成支援システム」を採用しています。本学部で開講する専門教育科目の授業科目毎にディプロマ・ポリシーで定める能力がどの程度身につくかを数値化しており、学生の皆さんが修得した単位や成績に応じて、ディプロマ・ポリシーで定めるそれぞれの能力をどの程度獲得したかをレーダーチャートで表示するシステムです。

学務情報システム(CampusSquare)の画面上に表示されるレーダーチャートによって学修履歴を蓄積し、指導教員との面談の際の基礎資料等に活用するほか、各自で学修成果を振り返り、授業選択にも活かすことができます。

カリキュラム

I．カリキュラム編成の概要

II．履修表

I. カリキュラム編成の概要

人間科学部では、冒頭に掲げたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づいて教育カリキュラムが設定されています。その概要と特徴は以下のとおりです。

1. 全学基礎教育科目

現代社会が求める基礎的な資質・能力の成長を促すために、全学基礎教育科目を履修します。全学基礎教育科目は、「島大 STEAM 科目群」「ユニバーサル科目群」「地域創生科目群」「教養育成科目群」の4つの科目群からなり、それぞれの学修目標とする資質・能力に関連する授業科目によって構成されています。

また、必修科目以外の全学基礎教育科目には、それぞれ学問分野に応じて「人文社会科学分野」「自然科学分野」「学際分野」の区分があります。

これらの科目を修得することで、専門教育の基礎となる力を養うとともに、教養ある社会人として必要な、幅広い知識、思考力、語学力、コミュニケーション能力を涵養します。

(1) 島大 STEAM 科目群

「島大 STEAM 科目群」では、現代社会の求める新たなリテラシーを身に付けることを学修目標とし、現代社会の課題を思考し、将来に向けた創造的な解決策を導き出す方法の修得を目指します。具体的には、数理・データサイエンスの知識・技能や、情報を読み解く批判的思考力、創造的解を導くデザイン力、新たな価値の創造に挑戦するアントレプレナーシップの涵養を目標とした授業科目が開設されています。

必修科目として「数理・データサイエンスへの誘い（2単位）」と「情報科学（2単位）」を修得します。

(2) ユニバーサル科目群

「ユニバーサル科目群」では、国際社会で必要とされる基礎的知識・技能と地球規模の視野を身に付けることを学修目標とし、国際社会で主体的に活動するための高度な外国語運用能力や、地球規模の問題を捉えるための視野、多様性を尊重し国際関係や異文化を理解して他者と対話できる能力を涵養することを目標とした授業科目が開設されています。

必修科目として、「英語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB（各1単位）」、「英語Ⅲ（総合セミナー）（2単位）」、「初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語からいずれかを選択）Ⅰ、Ⅱ（各2単位）」、及び「SDGs 入門（2単位）」を修得します。

なお、外国人留学生の場合は、日本語科目の単位を10単位履修することにより、英語と初修外国語の単位に読み替えることが可能です。

（３）地域創生科目群

「地域創生科目群」では、山陰地方の地域の問題解決に資する能力・資質を身に付けることを学修目標とし、山陰地方の自然環境・人間社会への理解を深め、その課題発見・問題解決能力を向上させること、問題解決にあたって他者と協働するためのコミュニケーション力を涵養することを目標とした授業科目が開設されています。

（４）教養育成科目群

「教養育成科目群」では、豊かな人生の基盤となる幅広い教養を自己の興味・関心に応じて身に付けることを学修目標とし、自然・人間社会と多様な学問分野との関わりに対する理解を獲得すること、自己の身体・精神を生涯にわたって向上させる意志を育むこと、市民社会の主権者としての基礎的素養を身につけることを目標とした授業科目が開設されています。

なお、外国人留学生の場合は、「日本事情」の科目を履修することにより、全学基礎教育科目の選択科目のうち８単位に読み替えることが可能です。

2. 専門教育科目

人間科学部では、専門教育科目の中に「学部共通科目」と「コース専門科目」を設けています。

(1) 学部共通科目

「学部共通科目」は、人間を多角的にとらえる人間科学についての基礎的な知識と方法を身に付け、同時に、人間科学の視点から様々な事象を理解し、考察できるようにするための科目が設定されています。

「学部共通科目」の「地域実践基盤」科目群（4単位）では、アカデミックスキルを身につけるとともに、地域社会において人間がかかえる問題にアプローチします。また、「共通基盤」科目群（8単位）では、人間の身体的・心理的・社会的各側面についての基礎的な専門知識を身につけます。さらに、「地域社会」科目群（6単位）では、地域実践力の基盤となる地域社会の現状を理解します。最後に、「人間理解」科目群（4単位）は、人文科学・社会科学・自然科学それぞれのアプローチから人間の多様な営みを理解します。

(2) コース専門科目

「コース専門科目」は、コース毎にそれぞれの専門特性に従って構成され、定められたカリキュラムに沿って科目を履修していきます。

「心理学コース専門科目」では、「心理学基礎」「臨床心理学」「実験心理学」「心理学演習」の各科目群が設定されています。心理学の基礎的な研究法を学んだ上で、みずからの関心に応じて臨床心理学か実験心理学のいずれかを主たる専門分野として選択します。

「福祉社会コース専門科目」では、「福祉社会理論」「福祉社会文化論」「福祉社会臨床」の各科目群が設定されています。社会福祉学の理論を学び、福祉の営みを多様な視点から相対化する姿勢を涵養するとともに、対人支援の技量を身につけます。

「身体活動・健康科学コース専門科目」では、「健康科学基礎」「身体活動科学」「ライフサイエンス」「健康科学演習」の科目群が設定されています。生活活動に関連して、地域住民の健康の保持・増進のための専門的な知識を身につけ、多角的な視点を涵養します。それぞれのコースの専門教育の特徴については、あとで説明します。

・「地域実践展開」科目群

「コース専門科目」には各コースに共通の設定として、「地域実践展開」科目群（4単位）が配置されています。各コースの専門特性に対応して、地域社会の施設・機関等に出向く本格的な実習とそのために必要な事前・事後指導、さらにこれに関連して地域を実践的に理解するための科目が設定されています。これらの科目の履修を通して、地域社会のなかで人びとを支えていく地域実践力を涵養します。

・「卒業研究」

4年次には「卒業研究」（4単位必修）が設定されています。これは学士課程の総決算であり、みずから研究課題を定め、文献解読やデータ収集、あるいは調査・実験を実施し、それらの結果を素材としてみずからの考察を展開して、論文として完成させます。最終的にその成果を、教員や他の学生に対して発表します。

3. 学習実践活動

人間科学部では、専門教育科目の授業以外に、学習を進めていく上で必要な研究倫理の習得をめざす「研究倫理教育」が設定されており、2時間以上実践しなければなりません。

＊人間科学部を卒業するためには、4年以上在籍し、所定の130単位以上を修得したうえで、所定の学習実践活動を2時間以上実践しなければなりません。

(「人間科学部規則」別表第1より)

コース名	授業科目・単位等	全学基礎教育科目							専門教育科目			合計
		島大 STEAM 科目群		ユニバーサル 科目群			地域創生科目群	教養育成科目群	専門教育科目			
		数理・データサイエンス	情報科学	英語	初修外国語	SDGs 入門			学部共通科目	コース専門科目	卒業研究	
心理学 コース	必修	2	2	6	4	2			8	10	4	130
	選択	16*							14	42		
									14**			
	自由	6***										
福祉社会 コース	必修	2	2	6	4	2			8	4	4	130
	選択	16*							14	48		
									14**			
	自由	6***										
身体活動・ 健康科学 コース	必修	2	2	6	4	2			8	6	4	130
	選択	16*							14	46		
									14**			
	自由	6***										

備考

1. (*)を付した単位には、島大クロス教育プログラムのうち、テーマ別プログラムで修得した全学基礎教育科目の単位を含めることができる。また、放送大学で開講される科目のうち、本学が単位互換科目と認めた科目の単位を含めることができる。
2. (**)を付した単位には、島大クロス教育プログラムのうち、同学部異領域専門プログラム、他学部学問基礎プログラムで修得した単位、及び人間科学部で開講する全ての専門教育科目と他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。
3. (***)を付した単位には、島大クロス教育プログラムで修得した単位及び他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。また、島根県立大学及び放送大学で開講される科目のうち、本学が単位互換科目と認めた科目の単位を含めることができる。

(「人間科学部履修細則」別表第5より)

研究倫理教育	形式	時間数
	参加	2
総計		2

4. 各コース専門科目の特徴

① 心理学コース

心理学コースでは、人間が直面する悩みや困難を理解し、心理的な援助の有効な方法を探る「臨床心理学」と、心の働きの仕組みを実験的に検討する「実験心理学」（社会心理学、発達心理学、家族心理学、認知心理学、学習心理学）の両方を学ぶことができます。講義では、主に心理学の基礎から最新の研究までの臨床的・科学的知見を学びます。演習では、専門書や論文を読んだ内容を学生が発表し、ディスカッションを通して理解を深めたり、実際にデータを収集・分析し、そこから心の仕組みを考察したりもします。3・4年生になると、実験心理学では、個々の学生が関心のある研究テーマを選び、教員の指導のもとに少人数で実験や調査を行いながら、科学的思考、データ収集、データ分析の仕方を実践的に学びます。臨床心理学の実習では、地域で人と関わりながら心理的援助の姿勢や具体的な問題に対する臨床的態度を養います。卒業研究では、これらの授業で学んだ専門的知識や専門的方法を用いて、独創的な臨床的・実験的心理学の研究を行います。これらの授業や卒業研究をとおして、人間を共感的・客観的に理解する能力と、地域に生きる人を支える問題解決能力を身につけます。

② 福祉社会コース

福祉社会コースでは、「人と社会をつなぐ」「人をささえる」という視点から、現代社会が抱える問題について広く考え、実践する力を養います。その基盤として、「福祉社会文化論」科目群では、社会福祉の営みに深くかかわる思想、文化、社会、経済などについて学び、「福祉社会理論」科目群では社会福祉の理論や法律・制度、歴史などを学習します。「福祉社会臨床」ならびに「地域実践展開」科目群では、人々の生活や人生、生き方にどのようにかわり、支えるのかについて演習形式で学びます。さらに、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得するために、3・4年次に地域の福祉施設や医療機関などの現場実習を通して、一人ひとりの生活の安定と幸せを追求するための支援を実践的に学びます。4年生次には、これまでに学習した専門的知識や体験について、さらに情報収集・分析をおこない、卒業論文を完成させます。

③ 身体活動・健康科学コース

我が国が健康長寿社会を実現するためには、幅広く健康を理解し、健康増進を実践できる人材が必要です。本コースでは、科目群を「身体活動科学」領域および「ライフサイエンス」領域に分け、健康を幅広くかつ科学的に学びます。「身体活動科学」では、健康増進の面から、身体活動（運動）を多面的、科学的に学びます。「ライフサイエンス」では、栄養・衛生学などを中心に、ライフスタイルと健康との関連を学びます。2・3年次の「地域実践展開」では、健康・運動関連施設での実習を通して、健康の面から人をささえる実践力をより一層習得する機会を設けています。加えて3・4年次には、「健康科学演習」として演習形式による専門的な学びを行います。4年次には、これまでに

学習した専門的知識や情報収集・分析などの技術を科学的に用いて、卒業論文を完成させます。これらの授業や卒業研究をとおして、地域のニーズに応えるべく、地域と積極的にふれあいながら地域社会に生きる人間を身体活動・健康科学の面から支え、健康長寿社会の実現を担う能力を身につけます。

5. 島大クロス教育

人間科学部では、専門分野での学修に加えて、自己のもう一つの成長の可能性を発現させるため、卒業までに「島大クロス教育」から1プログラム以上学修することを推奨します。

「島大クロス教育」は、下に掲げる①～④の5つのプログラム・カテゴリーから構成されています。カテゴリーごとにテーマや学問分野の異なる複数の教育プログラムを開設しており、プログラムごとに修了に必要な単位数が定められています。

詳細については、別途実施する履修ガイダンス等で説明します。

①テーマ別プログラム (10 単位)

特定の学問分野にかかわらず、現代社会の諸課題に関連したテーマを深く学ぶ教育プログラムを開設しています。各教育プログラムでは、テーマに関する知識や視野の獲得、実践性の向上を図り、学生自身の専門性を活かす方法を身につけることができるよう授業科目・カリキュラムを構成しています。

なお、テーマ別プログラムで修得した単位は、全学基礎教育科目の選択単位（16単位）または自由単位（6単位）に含めることができます。

②他学部学問基礎プログラム (10 単位)

各学問分野の基礎的な知識の習得や、各学問分野と社会とのかかわり、当該分野固有のものの見方・考え方等を学修する教育プログラムを開設しています。プログラムでの学修により、人間科学部における学びとの対比を通じて両者の視点を自らのものとするができるよう、授業科目・カリキュラムを構成しています。

なお、他学部学問基礎プログラムで修得した単位は、専門教育科目の選択単位（14単位）または自由単位（6単位）に含めることができます。

③同学部異領域専門プログラム (10 単位)

自身が所属するコース以外の専門性の高い授業科目を履修します。複数の専門の方法や視点を活かした研究を遂行できるよう、授業科目・カリキュラムを構成しています。

同学部異領域専門プログラムの内容については、59ページ「人間科学部におけるクロス教育に関する取扱要項」を参照してください。

なお、同学部異領域専門プログラムで修得した単位は、専門教育科目の選択単位（14単位）または自由単位（6単位）に含めることができます。

④アドバンストプログラム (20 単位)

自らの将来を展望し、大学での学修を自律的に設計しながら、テーマや方法を組み合わせることで学びを発展させ、自己の成長の幅を拡げることを目的とします。①～③のうち2

つのプログラムを履修するか、または、いずれか 1 つのプログラムに加えて 10 単位の学びを主体的に設計して履修します。

⑥トランスボーダープログラム（30 単位）

④に加えて、地域課題探究力、コーディネーション力、グローバル展開力などトランスボーダーな探究力を身に付けるプロジェクト型の教育プログラム（10 単位）を履修します。学生の自主企画プロジェクトをベースとして、学びを深化させるプログラムとなるよう、プロジェクトの企画から試行、実践までをプロセスとして学修していきます。

Ⅱ．履修表

○「人間科学部履修細則」別表第3より

専門教育科目履修表（学部共通科目）

	授業科目	履修 年次	単位数	必修	選択
地域 実践 基盤	人間科学入門セミナー	1年	2	2	
	人間科学地域実践入門	1年	2	2	
共通 基盤	人間科学概論	1年	2	2	6
	心理学概論（※１）（※２）	1年	2		
	臨床心理学概論（※２）	2年	2		
	社会福祉原論Ⅰ（※１）	1年	2		
	社会福祉原論Ⅱ（※１）	1年	2		
	健康科学概論	1年	2		
地域 社会	地域包括ケア概論	1年	2	2	4
	社会学概論（※１）	2年	2		
	地域福祉論Ⅰ（※１）	2年	2		
	行政学	2年	2		
	NPO論	2年	2		
	中山間地域論	3年	2		
	地域産業論	3年	2		
	地域健康産業論	1年	2		
人間 理解	文化人類学	2年	2		4
	芸術学	2年	2		
	医学概論（※１）（※３）	2年	2		
	看護学原論	2年	2		
	遺伝医学	2年	2		
	人間と表現活動	1年	2		
	海外研修	2年	2		
	合計			8	14

※1 社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格の指定科目を示す。

※2 公認心理師国家試験受験資格の指定科目を示す。

※3 公認心理師国家試験受験資格の取得を希望する者は、同時開講科目である心理学コース専門科目「人体の構造と機能及び疾病」を履修すること。

専門教育科目履修表（心理学コース専門科目）

科目 区分	授業科目		履修 年次	単位数	必修	選択 (コース専門科目)	選択 (専門教育科目)
コ ー ス 専 門 科 目	心理学基礎	心理学研究法（※２）	2年	2	2	38	14（※１）
		心理学統計法Ⅰ（※２）	2年	2	2		
		心理学統計法Ⅱ	3年	2			
		心理学実験演習Ⅰ（心理学実験）（※２）	1年	2	2		
		心理学実験演習Ⅱ	2年	2			
		心理学実験演習Ⅲ	2年	2			
		グループアプローチ概論	2年	2			
		人体の構造と機能及び疾病（※２）（※３）	2年	2			
	臨床心理学	感情・人格心理学概論（※２）	1年	2			
		発達心理学概論（※２）	1年	2			
		障害者・障害児心理学概論（※２）	2年	2			
		思春期・青年期心理学概論（教育・学校心理学）（※２）	3年	2			
		児童相談所の心理臨床（福祉心理学）（※２）	3年	2			
		心理的アセスメント（※２）	2年	2			
		心理演習（※２）	3年	2			
		心理学的支援法（※２）	3年	2			
		芸術療法論	3年	2			
		関係行政論（※２）	2年	2			
		精神疾患とその治療（※２）（※４）	2年	2			
		臨床心理事例研究	4年	2			
		臨床心理学研究Ⅰ	3年	2			
		臨床心理学研究Ⅱ	3年	2			
	実験心理学	知覚・認知心理学Ⅰ（※２）	1年	2			
		知覚・認知心理学Ⅱ（※２）	2年	2			
		学習・言語心理学（※２）	2年	2			
		社会心理学（社会・集団・家族心理学Ⅰ）（※２）	2年	2			
		家族心理学（社会・集団・家族心理学Ⅱ）（※２）	2年	2			
		司法・犯罪心理学（※２）	3年	2			
		産業・組織心理学（※２）	1年	2			
		神経・生理心理学（※２）	2年	2			
		家族心理学基礎研究	2年	2			
		認知心理学研究	3年	2			
		学習心理学研究	3年	2			
		社会心理学研究	3年	2			
		家族心理学研究	3年	2			
		実験心理学研究Ⅰ	3年	2			
		実験心理学研究Ⅱ	3年	2			

科目 区分	授業科目		履修 年次	単位数	必修	選択 (コース専門科目)	選択 (専門教育科目)
コ ー ス 専 門 科 目	心理学演習	心理学ラボ演習	3年	2			
		心理学総合演習	4年	4	4		
	地域実践展開	健康・医療心理学（※２）	2年	2		4	
		風土心理研究	3年	2			
		心理臨床・実践職能論（公認心理師の職責）（※２）	3年	2			
		地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）（※２）（※５）	3年	1			
		地域臨床実践実習Ⅱ（心理実習）（※２）（※５）	3年	1			
		応用発達・認知心理学研究Ⅰ	3年	2			
		応用発達・認知心理学研究Ⅱ	3年	2			
		就業体験	3年	1			
	小計					10	
人間科学部で開講する専門教育科目							
卒業研究		4年	4	4			
合計					14	42	14

- ※1 人間科学部で開講する全ての専門教育科目のほか、他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。
また、島大クロス教育プログラムのうち、同学部異領域専門プログラム、他学部学問基礎プログラムで修得した単位を含めることができる。
- ※2 公認心理師国家試験受験資格の指定科目を示す。
- ※3 学部共通科目「医学概論」と同時開講科目。
- ※4 福祉社会コース専門科目「精神医学Ⅰ」と同時開講科目。
- ※5 公認心理師国家試験受験資格の取得を希望する者は、地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）及び地域臨床実践実習Ⅱ（心理実習）を履修し、80時間以上の実習を行うこと。

専門教育科目履修表（福祉社会コース専門科目）

科目 区分	授業科目		履修 年次	単位数	必修	選択 (コース専門科目)	選択 (専門教育科目)
コ ー ス 専 門 科 目	福祉社会理論	公的扶助論（※２）	2年	2			
		社会調査（※１）	2年	2			
		地域福祉論Ⅱ（※１）	3年	2			
		高齢者福祉論（※２）	1年	2			
		障害者福祉論（※１）	2年	2			
		児童福祉論（※２）	2年	2			
		社会保障論Ⅰ（※１）	3年	2			
		社会保障論Ⅱ（※１）	3年	2			
		社会福祉運営管理論（※２）	2年	2			
		保健医療サービス論（※２）	2年	2			
		刑事司法と福祉（※１）	3年	2			
		権利擁護を支える法制度（※１）	3年	2			
		精神医学Ⅰ（※３）（※５）	2年	2			
		精神医学Ⅱ（※３）	2年	2			
		精神保健学Ⅰ（※３）	3年	2			
		精神保健学Ⅱ（※３）	3年	2			
		精神保健福祉制度論（※３）	3年	2			
		精神保健福祉の原理Ⅰ（※３）	2年	2			
		精神保健福祉の原理Ⅱ（※３）	2年	2			
		専門演習	3年	4	4		
	福祉社会文化論	福祉経済論Ⅰ	3年	2		6	
		福祉経済論Ⅱ	3年	2			
		福祉人類学	2年	2			
		現代社会論	3年	2			
		福祉社会学Ⅰ	1年	2			
		福祉社会学Ⅱ	2年	2			
		福祉財政学	2年	2			
	福祉社会臨床	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）（※２）	2年	2		38	14（※４）
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（※１）	2年	2			
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（※１）	2年	2			
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ（※２）	2年	2			
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ（※２）	3年	2			
		ソーシャルワーク演習Ⅱ（※２）	2年	2			
		ソーシャルワーク演習Ⅲ（※２）	2年	2			
		ソーシャルワーク演習Ⅳ（※２）	3年	2			
		ソーシャルワーク演習Ⅴ（※２）	3年	2			
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ（※３）	2年	2			
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ（※３）	3年	2			
		精神障害リハビリテーション論（※３）	3年	2			
		ソーシャルワーク演習（精神）Ⅱ（※３）	3年	2			
		ソーシャルワーク演習（精神）Ⅲ（※３）	4年	2			
		ソーシャルワーク演習（精神）Ⅳ（※３）	4年	2			

科目 区分	授業科目		履修 年次	単位数	必修	選択 (コース専門科目)		選択 (専門教育科目)
コ ー ス 専 門 科 目	地 域 実 践 展 開	ソーシャルワーク演習Ⅰ（※１）	1年	2		4		
		ソーシャルワークの基盤と専門職（※１）	2年	2				
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（※２）	3年	2				
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（※２）	3年	2				
		ソーシャルワーク実習Ⅰ（※２）	3年	4				
		ソーシャルワーク実習Ⅱ（※２）	3年	2				
		ソーシャルワーク実習指導（精神）（※３）	4年	2				
		ソーシャルワーク実習（精神）（※３）	4年	4				
		就業体験	3年	1				
	小計							
人間科学部で開講する専門教育科目								
卒業研究			4年	4	4			
合計					8	48		14

※１ 社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格の指定科目を示す。

※２ 社会福祉士国家試験受験資格の指定科目を示す。

※３ 精神保健福祉士国家試験受験資格の指定科目を示す。

なお、社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格は福祉社会コース専攻学生のみ取得可能。

※４ 人間科学部で開講する全ての専門教育科目のほか、他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。
また、島大クロス教育プログラムのうち、同学部異領域専門プログラム、他学部学問基礎プログラムで修得した単位を含めることができる。

※５ 心理学コース専門科目「精神疾患とその治療」と同時開講科目。

専門教育科目履修表（身体活動・健康科学コース専門科目）

科目 区分	授業科目		履修 年次	単位数	必修	選択 (コース専門科目)	選択 (専門教育科目)
コース専門科目	健康科学基礎	老齢学	2年	2		42	14 (※1)
		栄養学	2年	2			
		解剖学	1年	2			
		人体生理学	1年	2			
		運動生理学	1年	2			
		疫学・統計学	2年	2			
		健康科学基礎演習	1年	2	2		
	身体活動科学	バイオメカニクス	2年	2			
		バイオメカニクス演習	2年	2			
		バイオメカニクス実験	3年	1			
		運動生理学演習	2年	2			
		運動生理学実験	3年	1			
		スポーツ心理学	2年	2			
		スポーツ経営学	2年	2			
		スポーツマーケティング論	3年	2			
		レクリエーション論	3年	2			
		フィットネストレーニング	2年	1			
		テニス・卓球・バドミントン	3年	1			
	ライフサイエンス	疾病と健康の科学	2年	2			
		病態治療学	3年	2			
		健康衣料素材学	2年	2			
		食品学	3年	2			
		食品材料学	2年	2			
		公衆衛生学	2年	2			
		労働衛生学	3年	2			
	健康科学演習	健康科学応用演習	3年	2			
		健康生活科学演習	3年	2			
		健康衛生学演習	3年	2			
		健康スポーツ科学演習	3年	2			
		健康科学ラボ演習	3年	2			
		健康科学総合演習	4年	4	4		
	地域実践展開	運動処方論	2年	2		4	
		生涯健康スポーツ論	2年	2			
		運動指導における安全管理	3年	2			
		地域ヘルスケアビジネス論	3年	2			
		社会スポーツ施設実習	3年	1			
		社会保健施設実習	3年	1			
		就業体験	3年	1			
小計					6	46	
人間科学部で開講する専門教育科目							
卒業研究			4年	4	4		
合計					10	46	14

※1 人間科学部で開講する全ての専門教育科目のほか、他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。
また、島大クロス教育プログラムのうち、同学部異領域専門プログラム、他学部学問基礎プログラムで修得した単位を含めることができる。

各種資格について

I. 社会福祉士

II. 精神保健福祉士

III. 公認心理師

IV. 社会福祉主事

V. 認定心理士

I. 社会福祉士

社会福祉士は国家資格です。社会福祉士国家試験受験資格の取得に関し必要な事項については、以下の『人間科学部「社会福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項』を参照してください。

人間科学部「社会福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項

(平成29年4月1日制定)

[令和7年2月19日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）及び関係法令並びに人間科学部履修細則（平成29年島大人間科学部細則第1号）に定めるもののほか、「社会福祉士国家試験」受験資格（以下、「受験資格」という。）取得に係わる履修に関する必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉士)

第2条 「社会福祉士」とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」によって定められている資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。

(受験資格取得)

第3条 受験資格を取得しようとする者は、別表に定める科目の単位を修得しなければならない。

(ソーシャルワーク実習の履修者)

第4条 ソーシャルワーク実習Ⅰ及びソーシャルワーク実習Ⅱの履修者は、人間科学部人間科学科福祉社会コースに所属する学生とする。

2 ソーシャルワーク実習Ⅰ及びソーシャルワーク実習Ⅱを履修しようとする者は、ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワーク演習Ⅱ、ソーシャルワーク演習Ⅲ、ソーシャルワーク演習Ⅳ及びソーシャルワーク演習Ⅴを、年次進行に従って履修しなければならない。

(実習費の納入)

第5条 ソーシャルワーク実習Ⅰ及びソーシャルワーク実習Ⅱを履修しようとする者は、所定の実習費を別途納入しなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、受験資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年2月28日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成30年10月24日一部改正）
この要項は、平成31年4月1日から実施する。

- 附 則（令和3年2月17日一部改正）
- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
 - 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「社会福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和4年2月16日一部改正）
この要項は、令和4年4月1日から実施する。

- 附 則（令和5年2月15日一部改正）
- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。
 - 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「社会福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 附 則（令和6年2月21日一部改正）
- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
 - 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「社会福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和7年2月19日一部改正）
この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別表

厚生労働省指定科目	本学部福祉社会コースにおける 授業題目・単位数並びに開講年次			
	授 業 題 目	単 位 数	年次	備考 (授業 時間数)
医学概論	医学概論	2	2 前	30時間
心理学と心理的支援	心理学概論	2	1 前	30時間
社会学と社会システム	社会学概論	2	2 前	30時間
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅰ	2	1 前	30時間
	社会福祉原論Ⅱ	2	1 後	30時間
社会福祉調査の基礎	社会調査	2	2 前	30時間
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	2 後	30時間
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	2 後	30時間

ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2 前	30時間
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2 後	30時間
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	2 後	30時間
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	3 前	30時間
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2	2 前	30時間
	地域福祉論Ⅱ	2	3 後	30時間
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論	2	2 後	30時間
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	3 前	30時間
	社会保障論Ⅱ	2	3 前	30時間
高齢者福祉	高齢者福祉論	2	1 後	30時間
障害者福祉	障害者福祉論	2	2 前	30時間
児童・家庭福祉	児童福祉論	2	2 前	30時間
貧困に対する支援	公的扶助論	2	2 後	30時間
保健医療と福祉	保健医療サービス論	2	2 後	30時間
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	3 後	30時間
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	3 前	30時間
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1 後	30時間
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	2 前	30時間
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	2 後	30時間
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	3 前	30時間
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	3 後	30時間
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	3 通	90時間
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ※	2	3 通	90時間
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	4	3 通	180時間
	ソーシャルワーク実習Ⅱ※	2	3 通	60時間
合 計		68		

※ 別に定める精神保健福祉士の受験資格取得を希望する者は、本科目の履修を免除する。

Ⅱ．精神保健福祉士

精神保健福祉士は国家資格です。精神保健福祉士国家試験受験資格の取得に関し必要な事項については、以下の『人間科学部「精神保健福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項』を参照してください。

人間科学部「精神保健福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項

(平成29年4月1日制定)

[令和7年2月19日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）及び関係法令並びに人間科学部履修細則（平成29年島大人間科学部細則第1号）に定めるもののほか、「精神保健福祉士国家試験」受験資格取得（以下、「受験資格」という。）に係わる履修に関する必要な事項を定めるものとする。

(精神保健福祉士)

第2条 「精神保健福祉士」とは、「精神保健福祉士法」によって定められている資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

(受験資格取得)

第3条 受験資格を取得しようとする者は、別表に定める科目の単位を修得しなければならない。

(ソーシャルワーク実習（精神）の履修者)

第4条 ソーシャルワーク実習（精神）の履修者は、人間科学部人間科学科福祉社会コースに所属する学生とする。

(履修要件)

第5条 ソーシャルワーク演習（精神）Ⅱ，ソーシャルワーク演習（精神）Ⅲ，ソーシャルワーク演習（精神）Ⅳ，ソーシャルワーク実習指導（精神）及びソーシャルワーク実習（精神）を履修するためには、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ，ソーシャルワーク実習Ⅰを履修していなければならない。

(実習費の納入)

第6条 ソーシャルワーク実習（精神）を履修しようとする者は、所定の実習費を別途納入しなければならない。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、受験資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年2月28日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「精神保健福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月16日一部改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年2月15日一部改正）

- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「精神保健福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月21日一部改正）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「精神保健福祉士国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月19日一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別表

厚生労働省指定科目	本学部福祉社会コースにおける 授業科目・単位数並びに開講年次			
	授 業 題 目	単 位 数	年次	備考 (授業 時間数)
医学概論	医学概論	2	2 前	30時間
心理学と心理的支援	心理学概論	2	1 前	30時間
社会学と社会システム	社会学概論	2	2 前	30時間
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅰ	2	1 前	30時間
	社会福祉原論Ⅱ	2	1 後	30時間

地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2	2 前	30時間
	地域福祉論Ⅱ	2	3 後	30時間
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	3 前	30時間
	社会保障論Ⅱ	2	3 前	30時間
障害者福祉	障害者福祉論	2	2 前	30時間
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	3 後	30時間
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	3 前	30時間
社会福祉調査の基礎	社会調査	2	2 前	30時間
精神医学と精神医療	精神医学Ⅰ	2	2 前	30時間
	精神医学Ⅱ	2	2 後	30時間
現代の精神保健の課題と支援	精神保健学Ⅰ	2	3 前	30時間
	精神保健学Ⅱ	2	3 後	30時間
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	2 後	30時間
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	2 前	30時間
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	2 後	30時間
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2 前	30時間
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2 後	30時間
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	2 後	30時間
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	3 前	30時間
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	3 後	30時間
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	3 前	30時間
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1 後	30時間
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（精神）Ⅱ	2	3 後	30時間
	ソーシャルワーク演習（精神）Ⅲ	2	4 前	30時間
	ソーシャルワーク演習（精神）Ⅳ	2	4 後	30時間
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導（精神）※	2	4 通	90時間
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習（精神）※	4	4 通	210時間
	合 計	66		

※ 本科目を履修する者は、原則として3年次にソーシャルワーク実習指導Ⅰ，ソーシャルワーク実習Ⅰを履修すること。

Ⅲ. 公認心理師

公認心理師は国家資格です。公認心理師国家試験受験資格の取得に関しては、以下の『人間科学部「公認心理師国家試験」受験資格取得に関する履修要項』を参照してください。

人間科学部「公認心理師国家試験」受験資格取得に関する履修要項

(平成30年1月24日人間科学部長決裁)

[令和7年2月19日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び関係法令（以下「法令」という。）並びに人間科学部履修細則（平成29年島大人間科学部細則第1号）に定めるもののほか、「公認心理師国家試験」受験資格（以下、「受験資格」という。）取得に係わる履修に関する必要な事項を定めるものとする。

(公認心理師)

第2条 「公認心理師」とは、「公認心理師法」によって定められている資格であり、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- 二 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

(受験資格取得)

第3条 受験資格を取得しようとする者は、別表に定める科目を修めて卒業し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学院において法令で定められた科目を修めてその課程を修了した者
- 二 法令で定められた施設で定められた期間以上、第2条の第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者

(心理実習の履修者)

第4条 地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）、地域臨床実践実習Ⅱ（心理実習）の履修者は、原則として、人間科学部人間科学科心理学コースに所属する学生とする。

2 前項の規定にかかわらず、人間科学部人間科学科の他コースに所属する学生であって、第5条の履修要件を満たす者については、心理学コースの判断に基づき、履修を認めることがある。

- 3 他コースに所属する学生で第5条の履修要件を満たし、かつ、当該科目の履修を希望する者は、定められた期間内に履修願を提出しなければならない。

(履修要件)

第5条 地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）を履修するためには、2年次前期までに開講している学部共通科目のうちの全ての必修科目の単位を修得し、かつ心理学統計法Ⅰ、心理学実験演習Ⅰ（心理学実験）、グループアプローチ概論、発達心理学概論、心理的アセスメントの各単位を修得していなければならない。地域臨床実践実習Ⅱ（心理実習）を履修するためには、地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）、心理演習、心理臨床・実践職能論（公認心理師の職責）の各単位を修得していなければならない。

(実習費の納入)

第6条 心理実習を履修しようとする者は、所定の実習費を別途納入しなければならない。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、受験資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 平成29年度入学生については、この定めによらないものとする。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「公認心理師国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月15日一部改正）

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年2月21日一部改正）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部「公認心理師国家試験」受験資格取得に関する履修要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月19日一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別表

厚生労働省指定科目	本学部心理学コースにおける 授業題目・単位数		
	授 業 題 目	単 位 数	備考
公認心理師の職責	心理臨床・実践職能論（公認心理師の職責）	2	
心理学概論	心理学概論	2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	
心理学研究法	心理学研究法	2	
心理学統計法	心理学統計法Ⅰ	2	
心理学実験	心理学実験演習Ⅰ（心理学実験）	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学Ⅰ } ※1	2	
	知覚・認知心理学Ⅱ }	2	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学概論	2	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	社会心理学（社会・集団・家族心理学Ⅰ）	2	
	家族心理学（社会・集団・家族心理学Ⅱ）	2	
発達心理学	発達心理学概論	2	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学概論	2	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	
福祉心理学	児童相談所の心理臨床（福祉心理学）	2	
教育・学校心理学	思春期・青年期心理学概論（教育・学校心理学）	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2	
関係行政論	関係行政論	2	
心理演習	心理演習	2	
心理実習	地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）	1	} ※2
	地域臨床実践実習Ⅱ（心理実習）	1	
	合 計	54	

※1 2科目のうち、最低1科目を履修すること。

※2 地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）、地域臨床実践実習Ⅱ（心理実習）を履修し、合わせて80時間以上の実習を行うこと。

Ⅳ. 社会福祉主事

社会福祉主事は、社会福祉法第19条に規定されている任用資格で、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。「任用資格」とは、社会福祉主事として採用されて初めて「社会福祉主事」と名乗れるということを意味します。

社会福祉主事の職務は、下記に示す福祉施設等において、福祉各法に定められた援護・育成・更生の措置に関する事務を行うことです。社会福祉主事任用資格の必要な職種は次表のとおりです。

行政	福祉事務所	現業員，査察指導員，老人福祉指導主事，家庭児童福祉主事（児童福祉事業従事2年以上等），家庭相談員（児童福祉事業従事2年以上等），母子相談員
	各種相談所	知的障害者福祉司（知的障害者福祉事業従事2年以上等），身体障害者福祉司（身体障害者福祉事業従事2年以上等）
		児童福祉司（児童福祉事業従事2年以上等）
社会福祉施設		施設長，生活指導員 等

※（ ）内は、社会福祉主事任用資格に加えて必要な要件

本学部において社会福祉主事の任用資格を取得するためには、厚生労働省が定める社会福祉主事任用資格指定科目のうち、いずれか3科目以上の単位を修得して本学部を卒業する必要があります。本学部において指定科目に相当する授業科目は次表の通りとなります。

厚生労働省指定科目	左記に対応する本学授業科目
社会福祉概論	社会福祉原論Ⅰ，社会福祉原論Ⅱ ※1
社会福祉援助技術論	ソーシャルワークの基盤と専門職，ソーシャルワークの基盤と専門職（専門），ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ，ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ ※1，ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ，ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ ※2
社会福祉調査論	社会調査
社会保障論	社会保障論Ⅰ，社会保障論Ⅱ ※1
公的扶助論	公的扶助論
児童福祉論	児童福祉論
身体障害者福祉論	障害者福祉論

知的障害者福祉論	障害者福祉論
精神障害者保健福祉論	精神保健福祉の原理Ⅰ，精神保健福祉の原理Ⅱ ※1
老人福祉論	高齢者福祉論
地域福祉論	地域福祉論Ⅰ，地域福祉論Ⅱ ※1
心理学	心理学概論
社会学	社会学概論
公衆衛生学	公衆衛生学
医学一般	医学概論
看護学	看護学原論
栄養学	栄養学

※1 Ⅰ，Ⅱの両方を履修して1科目とみなされるため，両方を履修すること。

※2 Ⅲ，Ⅳの両方を履修して1科目とみなされるため，両方を履修すること。

V. 認定心理士

認定心理士は学会認定資格であり、心理学の専門家として仕事をする上で標準的基礎学力と技能を修得していることを公益社団法人日本心理学会が認定するものです。領域ごとに定められた授業科目の単位を履修して本学部を卒業し、日本心理学会の認定委員会の審査を経て与えられます。

日本心理学会が定める認定心理士資格取得に必要な領域と必要単位数は次表の通りです。

	領域	単位	
基礎科目	a : 心理学概論	4 単位以上	合計 36 単位以上
	b : 心理学研究法	8 単位以上（最低 4 単位は c 領域の単位）	
	c : 心理学実験・実習		
選択科目	d : 知覚心理学・学習心理学	5 領域のうち 3 領域以上でそれぞれが少なくとも 4 単位以上かつ合計 16 単位以上。 必ず基本主題を含むこと。	
	e : 生理心理学・比較心理学		
	f : 教育心理学・発達心理学		
	g : 臨床心理学・人格心理学		
	h : 社会心理学・産業心理学		
その他	i : 心理学関連科目，卒業論文・卒業研究	必ずしも単位は必要ではない。 卒論は最大 4 単位まで。	

なお、本資格の取得のために授業科目を履修する際には、上記各領域に対応する本学部授業科目などの詳細について、心理学コース教員に相談の上、履修科目を決定して下さい。

関係規則等

- I. 人間科学部規則
- II. 人間科学部履修細則
- III. 人間科学部における履修登録単位数の上限の特例に関する要項
- III-2. 人間科学部における履修登録の取消しに関する取扱要項
- IV. 人間科学部における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項
- V. 人間科学部におけるクロス教育に関する取扱要項
- VI. 地域人材育成コースの教育プログラムについて
人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項
- VII. 「就業体験」の成績評価及び単位認定に関する申合せ
- VIII. 卒業研究に関する申合せ
- IX. 人間科学部学生の人間社会科学研究科授業科目の履修に関する
要項
- X. 人間科学部棟配置図

人間科学部規則

(平成29年島大人間科学部規則第1号)

(平成29年4月1日制定)

(令和8年2月18日最終改正)

(趣旨)

第1条 島根大学人間科学部（以下「本学部」という。）の目的，組織，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については，管理学則（平成16年島大学則第1号）及び学則（平成16年島大学則第2号。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

(教育上の目的)

第2条 本学部は，地域社会で生活する人々の心と体についてその仕組みを共感的かつ客観的に深く理解し，人々がその人らしく生きていけるよう支えることができる地域実践力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(学科)

第3条 本学部に次の学科を置く。

人間科学科

(履修コース)

第4条 本学部の人間科学科に，教育目標に応じて次の履修コース（以下「コース」という。）を設ける。

心理学コース，福祉社会コース，身体活動・健康科学コース

(単位制)

第5条 本学部の教育課程の履修は，単位制とする。

(授業科目の意義及び分類)

第6条 授業科目とは，教育課程における授業の科目をいう。

2 授業科目を内容により次の各号のように分ける。

一 全学基礎教育科目

イ 島大STEAM科目群

ロ ユニバーサル科目群

ハ 地域創生科目群

ニ 教養育成科目群

二 専門教育科目

(全学基礎教育科目)

第7条 全学基礎教育科目の授業科目，単位数及び履修方法については，別に定める。

(削除)

第8条 削除

(専門教育科目)

第9条 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

(学習実践活動)

第10条 本学部における教育課程の中に学則第23条に規定する授業科目のほか、学習実践活動を設ける。

2 学習実践活動の履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第11条 第6条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

(単位の計算方法)

第12条 本学部において開設する授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

講義 15時間の授業をもって1単位とする。

演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

実験及び実習 30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(各科目の履修)

第13条 学生は、入学初年度より全学基礎教育科目と並行して、専門教育科目を履修することができる。

2 各科目の履修手続きについては、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第14条 学生が各学期に履修科目として登録できる単位数は特例を除き28単位を上限とする。なお、特例については別に定める。

(編入学者、再入学者及び転入学者の修業年限)

第15条 編入学、再入学又は転入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の可否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

(編入学者、再入学者及び転入学者の在学年限)

第16条 学則第10条、第12条及び第13条の規定により編入学等を許可された者及び学則第16条及び第17条の規定により転学部等を許可された者の在学年限の通算については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び認定)

第17条 学生が学則第32条の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目の履修を希望するとき、又は学則第44条の規定により外国の大学に留学を希望するときは、当該大学と協議が成立している場合に限り、当該大学の授業科目を履修することができる。

2 他の大学又は短期大学（外国の大学を含む。）で修得した単位は、60単位を限度として教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。

3 前2項の定めるもののほか、その取扱いについては、別に定める。

（課程修了の要件及び認定）

第18条 本学部の教育課程を修了するためには、別表第1に定めるコース別履修単位数を修得し、別表第2に掲げる所定の時間数の学習実践活動を実践しなければならない。

2 課程の修了は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、及び所定の時間数を実践した者について、教授会の議を経て学部長が認定する。

（特別聴講学生）

第19条 学則第62条の規定により、他の大学又は外国の大学の学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、学部長は教授会に諮り教育上有益と認め、かつ当該大学との協議が成立したものについて、特別聴講学生として学長に許可の申請をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、その取扱いについては、別に定める。

（日本語科目及び日本事情に関する科目）

第20条 学則第64条の規定により入学を許可された者に対し、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くこととし、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

日本語科目 日本語

日本事情に関する科目 日本事情

（外国人留学生等の履修の特例）

第21条 外国人留学生が、前条に定める科目を履修し、単位を修得したときは、第18条に定める課程修了の要件として修得すべき単位のうち、全学基礎教育科目ユニバーサル科目群の英語及び初修外国語の単位は10単位を日本語科目についての単位で、全学基礎教育科目の選択科目の単位は8単位までを日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

2 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたものの教育に教授会が必要であると認めた場合に準用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日一部改正）

この規則は、令和3年1月27日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 令和2年度以前入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学人間科学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和6年2月21日一部改正）

- 1 この規則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学人間科学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和8年2月18日一部改正）

- 1 この規則は，令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学人間科学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

※別表第1 省略（P20参照）

別表第2

学習実践活動	時間数
研究倫理教育	2
総計	2

人間科学部履修細則

(平成29年島大人間科学部細則第1号)

(平成29年4月1日制定)

[令和8年2月18日最終改正]

(全学基礎教育科目の履修)

第1条 人間科学部規則(平成29年島大人間科学部規則第1号。以下「規則」という。)第7条の規定による全学基礎教育科目の履修の細目については、別表第1及び別表第2の履修表に定める。

(削除)

第2条 削除

(専門教育科目の履修)

第3条 規則第9条の規定による専門教育科目の履修の細目については、別表第3の履修表に定める。

(学習実践活動の履修)

第4条 規則第10条の規定による学習実践活動の履修の細目については、別表第5の履修表に定める。

(日本語科目及び日本事情に関する科目の履修)

第5条 規則第20条の規定による日本語科目及び日本事情に関する科目の履修及び単位の振替えについては、別表第4の履修表に定める。

(履修手続)

第6条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする科目を定め、指定された期日までに、履修登録をしなければならない。

2 履修登録の取消しについては、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月22日一部改正)

この細則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成29年11月22日一部改正)

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学人間科学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例(ただし、別表第3のうち「専門教育科目履修表(心理学コース専門科目)」については次の表に定めるところ)による。

附則別表 省略

附 則（平成３０年８月１日一部改正）

この細則は、平成３０年８月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（令和３年２月１７日一部改正）

- 1 この細則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 令和２年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学人間科学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月１６日一部改正）

- 1 この細則は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この細則による改正後の人間科学部履修細則別表第３専門教育科目履修表（福祉社会コース専門科目）の規定は、令和３年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（令和５年２月１５日一部改正）

- 1 この細則は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この細則による改正後の人間科学部履修細則別表第３専門教育科目履修表（福祉社会コース専門科目）の規定は、令和３年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（令和５年４月１９日一部改正）

- 1 この細則は、令和５年４月１９日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
- 2 令和４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学人間科学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表第３専門教育科目履修表（心理学コース専門科目）の表中心理学研究法に係る改正内容については、令和３年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（令和６年２月２１日一部改正）

- 1 この細則は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 令和５年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の人間科学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表第3 専門教育科目履修表（心理学コース専門科目）の心理学ラボ演習及びリサーチ・インターンシップに係る改正内容については、令和4 年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用し、健康・医療心理学に係る改正内容については、令和5 年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。
- 4 第2 項の規定にかかわらず、改正後の細則別表第3 専門教育科目履修表（福祉社会コース専門科目）の福祉社会学Ⅰ，福祉社会学Ⅱ及び福祉財政学に係る改正内容については、令和3 年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。
- 5 第2 項の規定にかかわらず、改正後の細則別表第3 専門教育科目履修表（身体活動・健康科学コース専門科目）の健康科学ラボ演習及び健康科学研究入門に係る改正内容については、令和4 年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（令和7 年2 月1 9 日一部改正）

- 1 この細則は、令和7 年4 月1 日から施行する。
- 2 令和6 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の人間科学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表第3 専門教育科目履修表（学部共通科目）の人間と表現活動に係る改正内容については、令和6 年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。
- 4 第2 項の規定にかかわらず、改正後の細則別表第3 専門教育科目履修表（各コース専門科目）の就業体験及びインターンシップ（就業体験）に係る改正内容については、令和5 年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（令和8 年2 月1 8 日一部改正）

- 1 この細則は、令和8 年4 月1 日から施行する。
- 2 令和7 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者の専門教育科目及び学習実践活動の履修の細目については、この細則によ改正後の人間科学部履修細則別表第3 及び別表第5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

全学基礎教育科目履修表

科目群	科目区分		授業科目	最大認定 単位数	必修 単位数	選択必修 単位数	備考
S T E A M 島大			情報科学	2	2		
			数理・データサイエンスへの誘い	2	2		
ユニ バー サル	英 語		英語Ⅰ A	1	6		
			英語Ⅰ B	1			
			英語Ⅱ A	1			
			英語Ⅱ B	1			
			英語Ⅲ（総合セミナー）	2			
	初 修 外 国 語	ドイツ語	ドイツ語Ⅰ	2		(4)	ドイツ語，フランス語， 中国語及び韓国・朝鮮語 の中から1科目を選択 し，4単位を修得すること。
			ドイツ語Ⅱ（総合セミナー）	2			
		フランス語	フランス語Ⅰ	2		(4)	
			フランス語Ⅱ（総合セミナー）	2			
		中国語	中国語Ⅰ	2		(4)	
			中国語Ⅱ（総合セミナー）	2			
		韓国・朝鮮語	韓国・朝鮮語Ⅰ	2		(4)	
			韓国・朝鮮語Ⅱ（総合セミナー）	2			
			S D G s 入門	2	2		
合計					1 2	4	

備考 授業科目名，開講時期，単位数及び履修資格については，各年度毎に配布する「授業科目一覧」を参照すること。

別表第2

全学基礎教育科目（選択）履修表

科目群	分野	選択単位数	履修方法及び履修上の注意
全科目群	人文社会科学分野	16	1. 島大STEAM科目群, ユニバーサル科目群, 地域創生科目群, 教養育成科目群で開講される科目（必修科目を除く）から授業を選択し, 4年次までに単位を修得すること。 2. 島大クロス教育プログラムのうち, テーマ別プログラムで修得した全学基礎教育科目の単位を含めることができる。 3. 放送大学で開講される科目のうち, 本学が単位互換科目と認めた科目の単位を含めることができる。
	自然科学分野		
	学際分野		
合計		16	

別表第3 省略(P25～30参照)

別表第4

日本語科目及び日本事情に関する科目履修表

科目群	授業科目 分類	授業科目	開講単位数			読替科目		備 考
			通年	前期	後期			
ユニバーサル	日本語	日本語上級 A		1	1	外国語	英語 初修外国語	別表第 1 の「全学基礎教育科目履修表」に定める外国語の単位に読替えることができる。
		日本語上級 B		1	1			
		日本語上級 C		1	1			
		日本語上級 D		1	1			
		日本語上級 E		2				
	日本事情	日本事情 A		2	2	人文社会科学分野		別表第 2 の「全学基礎教育科目（選択）履修表」に定める区分の単位に読替えることができる。
		日本事情 B		2	2	自然科学分野		

別表第5 省略(P21参照)

人間科学部における履修登録単位数の上限の特例に関する要項

(平成29年4月1日制定)

[令和3年2月17日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、人間科学部規則（平成29年島大人間科学部規則第1号）第14条の規定に基づき、島根大学人間科学部（以下「本学部」という。）において、各学期に履修科目として登録できる単位数の上限（以下「履修登録単位数の上限」という。）の特例に関し、必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、本学部の課程修了の要件として履修する授業科目とする。ただし、集中講義として開講する授業科目は履修登録単位数の上限の対象としない。

(特例の対象)

第3条 次の各号の一に該当する者については、履修登録単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

- 一 成績優秀者
- 二 その他教務委員会において認めた者

(成績優秀者)

第4条 前条の成績優秀者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 一 前年度に第2条に定める対象科目を32単位以上修得していること。
- 二 前号で修得した授業科目の通算GPAが3.6以上であること。

2 成績優秀者に該当する者は、教務委員会の承認を得て、翌年度に履修登録単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

(履修指導)

第5条 第3条の規定により特例を認められた者が履修登録単位数の上限を超えて授業科目を履修するに当たっては、各指導教員が、履修授業科目、単位数等適切な履修指導を行うものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年2月28日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施し、令和3年度入学生から適用する。
- 2 令和2年度以前の入学生（当該入学者と同学年に編入学、再入学又は転入学する者を含む。）については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人間科学部における履修登録の取消しに関する取扱要項

(令和8年1月14日人間科学部教授会決定)

(期間)

第1条 人間科学部履修細則第6条に規定する履修登録をした授業科目の取消しを申し出る期間は次のとおりとする。

- 一 前期又は後期において定期に開講される授業科目 その学期の授業開始日から起算して4週目の1週間
- 二 通年で開講される授業科目 前期の授業開始日から起算して4週目の1週間
- 三 集中講義その他不定期に開講される授業科目 その授業科目の履修登録をした日から当該授業開始日の前日までの期間

(方法)

第2条 学生が履修登録した授業科目を取り消す場合は、前条に定める期間に、専門教育科目及び教育学部附属教師教育研究センターが開講する科目にあつては松江地区学部等事務部学務課が、全学基礎教育科目、全学共通教育科目及び大学院共通科目にあつては教育・学生支援部教育企画課が指定する方法により取り消すものとする。

2 前条に定める期間中の取消しにあつては、授業担当教員の承認は不要とする。

(やむを得ない事由がある場合の特例)

第3条 専門教育科目にあつては教務委員長が、教育学部附属教師教育研究センターが開講する科目にあつては教育学部附属教師教育センター長が、全学基礎教育科目、全学共通教育科目及び大学院共通科目にあつては大学教育センター長が、やむを得ない事由があると認める場合は、第1条に定める期間にかかわらず取り消しを認めることがある。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から実施する。

人間科学部における成績評価に係る不服申し立てに関する取扱要項

(令和4年11月9日人間科学部教授会決定)

(令和5年1月25日最終改正)

- 1 この要項は、成績の評価に関する取扱要項の規定に基づき、島根大学人間科学部における成績評価の疑義に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 成績評価に関する問合せは、成績の評価に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁）第5項第2号に定める取扱いとする。ただし、その成績評価がハラスメントとして行われたと学生が認識する場合には、ハラスメント対策規程（令和2年島大規則第79号）に基づいて申し立てを行うものとし、この要項は適用しない。
- 3 学部専門教育科目に係る不服申し立ての手続き等は、次のとおりとする。
 - (1) 学生は、成績評価に係る不服申立書（別紙様式第1号）（以下「申立書」という。）に必要な事項を記入し、松江地区学部等事務部学務課に提示するものとする。
 - (2) 松江地区学部等事務部学務課は、学生から提示された申立書の記載内容を確認し、申立書を人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出するよう指示するものとする。
 - (3) 学部長は、教務委員長及び教務委員会委員若干名で構成される調査委員会を設置するものとする。なお、調査委員会には、必要に応じて教務委員会委員以外の教員を加えることができるものとする。
 - (4) 調査委員会は、不服申立書の提出に対して以下のように対応するものとする。ただし、教務委員長又は教務委員が当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）であった場合には、担当教員を除く教務委員長が指名した委員長代行者及び教務委員若干名で構成される調査委員会が対応するものとする。

調査委員会は、

- 1-1. 当該学生と面談し、不服申立書の内容確認を行う。
- 1-2. 担当教員と面談し、不服申立書の実事確認を行う。
- 1-3. 担当教員の成績判断に関する不合理の有無について審議し、回答書（別紙様式第2号）を作成の上、学部長へ提出する。
不合理がなかった場合
 - 1-4. 松江地区学部等事務部学務課に対し、当該学生を学部長の元に出向させるよう依頼する。
 - 1-5. 学部長は、当該学生に対し回答書を手渡す。
- 不合理があった場合
 - 1-6. 担当教員に経緯と審議結果を説明する。
 - 1-7. 担当教員が審議結果を受け入れた場合は、上記1-4と1-5を行う。
 - 1-8. 担当教員が審議結果を受け入れなかった場合は、担当教員が関係するコース代表と面談し経過説明を行うと共に、コースでの検討を開始し、検討結果報告書（様式任意）を教務委員長あてに提出するよう依頼する。ただし、コース代表が担当教員であった場合には、代行者が対応するものとする。
 - 1-9. 検討結果報告書受領後、直近の教務委員会及び教授会に諮るものとする。
 - 1-10. 上記会議の結果を受け、学部長は、当該学生に回答書を手渡すとともに、会議の結果等を伝える。

- 4 学生が申立てをできる期間は、成績通知の日から起算して20日以内とする。
- 5 卒業予定学期の学生に係る成績評価に関する不服申立てについては、前項の規定にかかわらず、成績通知の日から原則として3日以内とする。
- 6 措置後の申立書は、松江地区学部等事務部学務課において措置日から10年間保存した後、廃棄するものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和4年11月9日から実施する。
- 2 人間科学部における成績評価に対する不服申し立てに関する取扱要項（平成29年4月1日人間科学部長決裁）は廃止する。

附 則（令和5年1月25日一部改正）

この要項は、令和5年1月25日から実施する。

令和 年 月 日

成績評価に係る不服申立書

人間科学部長 殿

申立者

所属コース

学 生 番 号

氏 名

連絡先電話： — —

人間科学部における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項第 3 項（1）に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 授業担当者氏名
- 2 授業科目名

- 3 不服申立内容（詳細に書いて下さい。）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

人間科学部におけるクロス教育に関する取扱要項

(令和6年2月21日人間科学部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要項は、クロス教育に関する取扱要項（令和6年2月16日副学長（教育・学生支援担当）決裁。）第2条第3号の規定に基づき、人間科学部における同学部異領域専門プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(プログラム)

第2条 人間科学部において開設するプログラムは、次のとおりとする。

- 一 心理学コース専門プログラム
- 二 福祉社会コース専門プログラム
- 三 身体活動・健康科学コース専門プログラム

(履修資格及び修了要件等)

第3条 前条に規定するプログラムの履修資格、履修手続及び履修証明書交付要件並びに構成する授業科目及び履修方法等については、別表に定めるところによる。

(企画・実施)

第4条 プログラムの企画・実施は、人間科学部クロス教育専門委員会において行う。

(事務)

第5条 クロス教育に関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、クロス教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施し、令和6年度入学生から適用する。

別表

一 心理学コース専門プログラム(10単位)

(1) プログラムの目的

学修目標： 心理学コースにおける基礎的な事柄を修得すること

心理学コース専門プログラムは、人間が直面する悩みや困難を理解し、心理的な援助の有効な方法を探る「臨床心理学」と、心の働きの仕組みを実験的に検討する「実験心理学」(社会心理学, 家族心理学, 認知心理学, 学習心理学)の両方を学ぶことを目的としている。人間の心の特徴やアプローチ方法に関する多面的な学びをとおして、人間を共感的・客観的に理解する能力と、地域に生きる人を支える問題解決能力の基礎を身につけることができる。

特色： 心理学コースにおける専門科目から構成されている。「知覚・認知心理学Ⅰ」「社会心理学(社会・集団・家族心理学Ⅰ)」「家族心理学(社会・集団・家族心理学Ⅱ)」「神経・生理心理学」の4科目においては実験心理学の思考法を、「感情・人格心理学概論」「発達心理学概論」の2科目においては臨床心理学の思考法を身につけることができる。

(2) プログラムの学修到達目標

- ①心理学的諸問題についての専門的知識を身につけ、人間を多角的にとらえることができる。
- ②心理学的諸問題に主体的に関与する方法について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ③心理学的諸問題を的確に分析する方法について、具体的な事例を挙げて説明することができる。
- ④現代社会における心理学的諸問題について、主体的に関与することができる。

(3) 履修資格

- 一 令和6年度以降に入学した者
- 二 学部共通科目のうち「心理学概論」「臨床心理学概論」の各授業を履修していることが望ましい
- 三 福祉社会コース, 身体活動・健康科学コースの者

(4) 履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5) 修了要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 人間科学部の卒業要件を満たすこと。
- 二 下記履修表により履修し、計10単位以上を修得すること。

(6) 履修証明書交付要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 2年次以上の学生であること。
- 二 選択科目を10単位修得済み、または履修中であること。

(7) 構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度以降入学生用)

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	コース専門科目	知覚・認知心理学Ⅰ	2		10
		社会心理学（社会・集団・家族心理学Ⅰ）	2		
		家族心理学（社会・集団・家族心理学Ⅱ）	2		
		神経・生理心理学	2		
		感情・人格心理学概論	2		
		発達心理学概論	2		
合 計				10	

二 福祉社会コース専門プログラム(10単位)

(1)プログラムの目的

福祉社会コース専門プログラムは、福祉社会コースの専門科目から構成されている。本コース受講生は、社会福祉分野の各教員の講義を通じて、社会福祉学の理論や援助方法論を理解するとともに、福祉を多様な視点から相対化する姿勢を涵養し、福祉の現場で求められる対人支援の基礎を身につけることができる。

(2)プログラムの学修到達目標

- ①人間が抱える諸問題について、社会福祉学の研究方法に基づいて、論理的に考察することができる。
- ②人間が抱える福祉的諸問題について、必要な情報や客観的データ等を的確に判断し、収集・分析することができる。
- ③人間が抱える福祉的諸問題を発見・探求し、その解決方法を構想することができる。
- ④人間が抱える福祉的諸問題の解決に向けて主体的に関与することができる。

(3)履修資格

- 一 令和6年度以降に入学した者
- 二 心理学コース, 身体活動・健康科学コースの者

(4)履修手続

本プログラムを履修する者(以下、「履修者」という。)は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 人間科学部の卒業要件を満たすこと。
 - 二 下記履修表により履修し、計10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 2年次以上の学生であること。
 - 二 選択科目を10単位修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度以降入学生用)

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	コース専門科目	障害者福祉論	2		10
		児童福祉論	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2		
		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2		
		精神保健福祉の原理Ⅰ	2		
合 計			10		

三 身体活動・健康科学コース専門プログラム(10単位)

(1)プログラムの目的

学習目標： 身体活動・健康科学コース専門プログラムは、健康長寿社会の実現に向けて幅広く健康を理解し、健康増進を実践できる素養を身につけることを目標とする。そのため、健康増進の面から身体活動（運動・スポーツ）を多面的・科学的に学ぶほか、栄養学・被服・衛生学などを中心に、ライフスタイルと健康との関連を学ぶ。

特色： 本専門プログラムは、学部共通科目（健康科学概論・選択）とコース専門科目から構成されている。履修者の興味や関心に合わせて、人間の身体的側面を多角的かつ科学的に捉えるための知識や考え方を学ぶことができる。

(2)プログラムの学修到達目標

- ①人間が抱える諸問題について、健康科学的な考え方に基づいて、論理的に考察することができる。
- ②人間の身体的側面について幅広い知識が身についている。
- ③人間がかかえる健康課題を科学的に分析し、その解決方法を構想することができる。
- ④人間の健康課題の解決に向けて主体的に関与することができる。

(3)履修資格

- 一 令和6年度以降に入学した者
- 二 心理学コース、福祉社会コースの者

(4)履修手続

本プログラムを履修する者（以下、「履修者」という。）は、次の各号の申請・提出により、履修手続きをしなければならない。

- 一 本プログラムの履修申請
- 二 その他本学が必要と認める書類

(5)修了要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 人間科学部の卒業要件を満たすこと。
 - 二 下記履修表により履修し、計10単位以上を修得すること。

(6)履修証明書交付要件

- 次の要件を全て満たすこと。
- 一 2年次以上の学生であること。
 - 二 選択科目を10単位修得済み、または履修中であること。

(7)構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

履修表(令和6年度以降入学生用)

科目区分		授業科目名	単位数	必修	選択
専門教育科目	学部共通科目	健康科学概論	2		10
	コース専門科目	公衆衛生学	2		
		疾病と健康の科学	2		
		栄養学	2		
		運動生理学	2		
		運動処方論	2		
		バイオメカニクス	2		
		合 計			

地域人材育成コースの教育プログラムについて

(1) 地域人材育成コースの概要について

島根大学では、地域協創型の人材育成理念に基づき、全ての学部地域人材育成コースを設置しています。このコースでは、自らの専門性を活かしながら多様な人材と協働して課題解決に取り組むことができ、卒業後に山陰地域で活躍する人材の育成を狙いとした学部横断的な教育プログラムを実施しています。各学部の「地域志向入試」を経て入学した学生は、地域人材育成コース生として、他学部を含む学生同士で協働して地域課題の解決に向けた活動を行うことが求められます。

人間科学部では、総合型選抜Ⅰ（地域志向入試）を経て入学した学生が対象となります。

コース生は、地域人材育成コースの教育プログラムも履修することとなっています。修了に必要な単位数を確認した上で、履修計画を立てるようにしてください。

○コース生は、入学時（4月）に入学セミナーを実施するので、必ず参加してください。

(2) 履修資格及び履修方法について

・履修資格

総合型選抜Ⅰ（地域志向入試）を経て入学した学生

・履修方法

所属するコースで開講している授業に加えて、「人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」に定められた教育プログラムの授業を履修すること

(3) 地域人材育成コースの教育プログラム内容について

・ベースストーン（BS）科目

地域の基礎的な現状と課題について学修する科目（1～2年生向け）

・キャップストーン（CS）科目

身に付けた知識と経験を地域課題の解決に資する能力の修得につなげる科目（2～3年生向け）

・地域貢献インターンシップ

就業体験を通して地域の課題解決に挑戦し、地域の未来を自ら提案、実践していくための力を養う科目（2～3年生向け）

(4) 「キャリアデザインプログラム（CDP）」の履修について

CDPは、クロス教育テーマ別プログラムとして開設する「CDPベーシック」と特別教育として開設する「CDPマスター」で構成するプログラムです。地域人材育成コース生向けに実施される入学セミナー等で詳細を確認し、履修することを推奨します。

【参考 URL】

・CDPベーシック（クロス教育のサイト）

https://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/edu_programs/crosseducation/index.html

・ C D P マスター

<https://career.shimane-u.ac.jp/gakusei/cdp.html>



(5) 地域人材育成コース「コース生プロジェクト」について

地域人材育成コースは、授業科目だけではなく、地域の企業や自治体等と連携したプロジェクト活動を行っています。詳細は地域人材育成コースのWEBページを参照ください。

【参考 URL】 <https://www.reg-collab.shimane-u.ac.jp/CRE/index.html>



(6) 修了要件（下記の①，②をいずれも満たすこと）

①所属するコースの卒業要件を満たすこと

②「人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項」に定められた教育プログラムの単位を修得すること

※修了要件を満たした学生には、卒業時に修了認定証書が授与されます

(7) 地域人材育成コース担当教員について

地域人材育成コースには地域未来協創本部の専任教員に加えて、各学部の兼任教員が携わっています。コース生プロジェクトや履修に関することなど、不明な点があれば担当教員に相談してください。

人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項

(平成29年4月1日制定)

[令和7年10月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学における地域人材育成コースに関する取扱要項（平成26年12月25日学長決裁。以下「取扱要項」という。）第7条の規定に基づき、人間科学部における地域人材育成コースの教育プログラム等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(育成する人材像)

第2条 地域人材育成コースは、深い人間理解に裏打ちされた、人をささえる地域実践力によって、社会に貢献できる人材を育成する。

(教育プログラム)

第3条 開設する教育プログラムは、次のとおりとする。

- 一 ベースストーン科目
- 二 キャップストーン科目
- 三 地域貢献インターンシップ

(履修資格及び修了要件等)

第4条 前条の教育プログラムの履修資格、構成する授業科目、履修方法及び修了要件単位数等並びに取扱要項第10条に規定する修了認定証書を交付できる要件等については、別紙に定めるところによる。

(事務)

第5条 地域人材育成コースに関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、地域人材育成コースに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成30年1月24日一部改正）

この要項は、平成30年1月24日から実施し、平成29年12月1日から適用する。

附 則（平成30年1月24日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年2月27日一部改正）

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学人間科学部におけるCOC人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月16日一部改正）

- 1 この要項は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月15日一部改正）

- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月21日一部改正）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年10月15日一部改正）

- 1 この要項は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 令和7年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の人間科学部における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙

教育プログラム（12単位以上）

履修資格

令和3年度以降に地域志向型入試（令和6年度入学生については地域実践型入試）を経て入学した者

履修する授業科目および履修方法

次の履修表により履修すること。

なお、履修年次等は年度ごとに配布する「授業科目一覧」を参照すること。

ベースストーン科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
	情報化社会と経済	2		
	プロジェクトデザイン	2		
	島根学	2		
	イノベーション創生基礎セミナーⅠ	2	2	
	イノベーション創生基礎セミナーⅡ	2		
	ボランティアと障がい者支援	2		
専門教育科目	人間科学地域実践入門	2	2	
	地域包括ケア概論	2	2	
合 計			6 以上	

キャップストーン科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	福祉の世界	2		4 以上
	地域プロジェクト型実習	2		
専門教育科目	地域健康産業論	2		
	地域福祉論Ⅰ	2		
	臨床心理事例研究	2		
	家族心理学（社会・集団・家族心理学Ⅱ）	2		
	社会心理学（社会・集団・家族心理学Ⅰ）	2		
	応用心理学研究Ⅰ	2		
	地域福祉論Ⅱ	2		
	地域ヘルスケアビジネス論	2		
	労働衛生学	2		
合 計			4 以上	

地域貢献インターンシップ

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	地域共創インターンシップ A	2		2 以上
	地域共創インターンシップ B	2		
	地域共創インターンシップ C	2		
専門教育科目	地域臨床実践実習Ⅰ（心理実習）	1		
	地域臨床実践実習Ⅱ（心理実習）	1		
	応用心理学研究Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	4		
	ソーシャルワーク実習（精神）	4		
	社会スポーツ施設実習	1		
	社会保健施設実習	1		
合 計			2 以上	

地域人材育成コース生専用のセミナー・プロジェクト等

地域未来協創本部等が開催する正課外のセミナー・プロジェクト等に参加する。地域人材育成コース入学セミナーについては、入学時（４月）に実施するので、特段の事由がある場合を除き参加しなければならない。

修了要件

- 一 人間科学部の卒業要件を満たすこと。
- 二 ベースストーン科目から６単位以上、キャップストーン科目から４単位以上及び地域貢献インターンシップから２単位以上の計１２単位以上修得すること。

「就業体験」の成績評価及び単位認定に関する申合せ

平成30年5月23日教授会決定

〔令和8年2月18日最終改正〕

インターンシップ制度により就業体験をした学生の成績評価及び単位認定について、次のとおり申し合せる。

(単位認定の申請)

- 1 単位認定を受けようとする学生は、就業体験単位認定願（別紙様式第1号）を学生・就職委員長に提出しなければならない。

(成績評価の方法)

- 2 成績の評価は、インターンシップ制度により学生を受け入れた企業等の指導責任者が行う次の項目についての評価並びに教育・学生支援本部大学教育センターが行う事前指導及び事後指導に関する評価により行うものである。

評価項目

出席状況、就業態度、責任感、積極性、協調性、テーマへのアプローチ

(単位の認定)

- 3 学生・就職委員長は、第1項の規定により就業体験単位認定願の提出があったときは、学生・就職委員会の議に付し、前項評価に基づき、単位の認定を行うものとする。

(認定通知)

- 4 学生・就職委員長は、単位認定結果を就業体験単位認定書（別紙様式第2号）により、当該学生に通知するものとする。

附 則

この申合せは、平成30年5月23日から実施し、平成29年度入学生から適用する。

附 則（令和8年2月18日一部改正）

この申合せは、令和8年4月1日から実施する。

卒業研究に関する申合せ

(令和元年12月18日人間科学部教授会)

卒業研究について、次のとおり申し合わせる。

- 1 人間科学部の学生は、卒業研究を、冬季休業終了日の翌々日（9月卒業予定者は9月1日。この日が土曜日あるいは日曜日にあたる場合は、翌月曜日）の午後5時までに人間科学部事務部学務担当に提出しなければならない。
- 2 卒業研究に関する指導は、当該学生の4年次の指導教員が担当するものとする。
- 3 卒業研究の体裁や規格、口頭試問の方法等については、各コースにおいて別に定めるものとする。
- 4 卒業研究の審査には、指導教員を含む複数の教員が参加するものとする。
- 5 卒業研究の内容については、卒業研究発表会等を通じて原則として公開するものとする。

附 則

この申合せは、令和元年12月18日から実施し、平成29年度入学生から適用する。

人間科学部学生の大学院人間社会科学研究科授業科目の履修に関する要項

(令和3年2月17日人間科学部教授会決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、学則（平成16年島大学則第2号）第31条の2の規定に基づき、島根大学人間科学部の学生が大学院人間社会科学研究科の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(早期履修の目的)

第2条 早期履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学生に対して、研究科の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修資格)

第3条 早期履修ができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- 一 履修時に卒業予定年次に在籍し、卒業研究又は卒業論文を履修する者
- 二 研究科に進学を志望し、指導教員から推薦のあった者
- 三 3年次前期終了までに、卒業要件として学部で定める単位数（以下、卒業要件単位数）を100単位以上修得した者
- 四 3年次前期終了までに修得した単位の通算GPAが、3.0以上の者

(申請手続)

第4条 早期履修を希望する者は、3年次12月末までに、指導教員と相談した上で、早期履修申請書（別紙様式）により、最新の学業成績証明書を添えて、学部長に申請するものとする。

(申請の審査)

第5条 前条の申請があった場合は、教務委員会において提出書類の審査を行うものとする。

(研究科長への推薦)

第6条 教務委員会は、前条の審査の結果、早期履修が教育上有益と認めるときは、学部長を経て研究科長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第7条 研究科長は、前条の推薦に基づき審査の上、早期履修を許可するものとし、学部長を通じて本人に通知するものとする。

(履修の手続)

第8条 申請者は、授業担当教員の許可を得た上で「特別履修許可カード」を記入し、履修登録期間終了日までに、学務担当に提出する。

(履修科目の上限)

第9条 履修科目として申請することができる単位数は、15単位までとする。ただし、大学院人間社会科学研究科規則（令和3年島大人間社会科学研究科規則第1号。以下「研究科規則」という。）別表第1の各履修コース履修表に掲げる授業科目のうち次に掲げる授

業科目の単位は、他の授業の内容を前提とするなどの理由により、これに含めることができない。なお、学部長が特に認める者についてはこの限りではない。

研究指導科目、アーカイブズ学特別実習、臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点、健康科学特別演習ⅡA、健康科学特別演習ⅡB、精神保健学特別演習ⅡA、精神保健学特別演習ⅡB、心理学特別演習ⅡA、心理学特別演習ⅡB、臨床心理学専攻の専攻基盤科目および専攻専門科目

(単位の授与)

第10条 単位の授与については、研究科規則第15条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

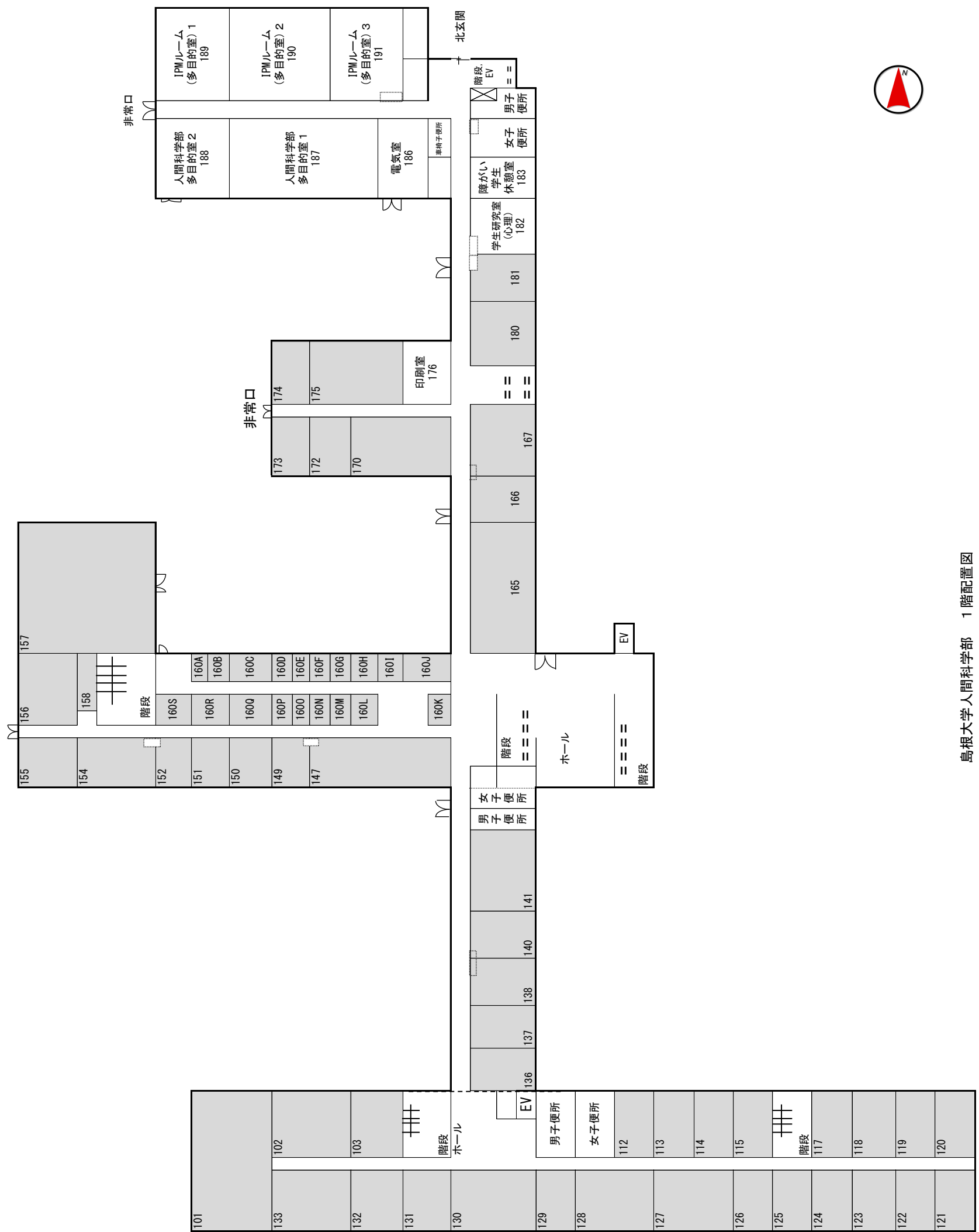
第11条 第7条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）が修得した単位については、早期履修者が卒業後研究科に入学した場合に限り、15単位の範囲内で修了要件単位に含めることができる。

2 早期履修者が修得した単位は、学部の卒業要件単位に含めることはできない。

附 則

1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。

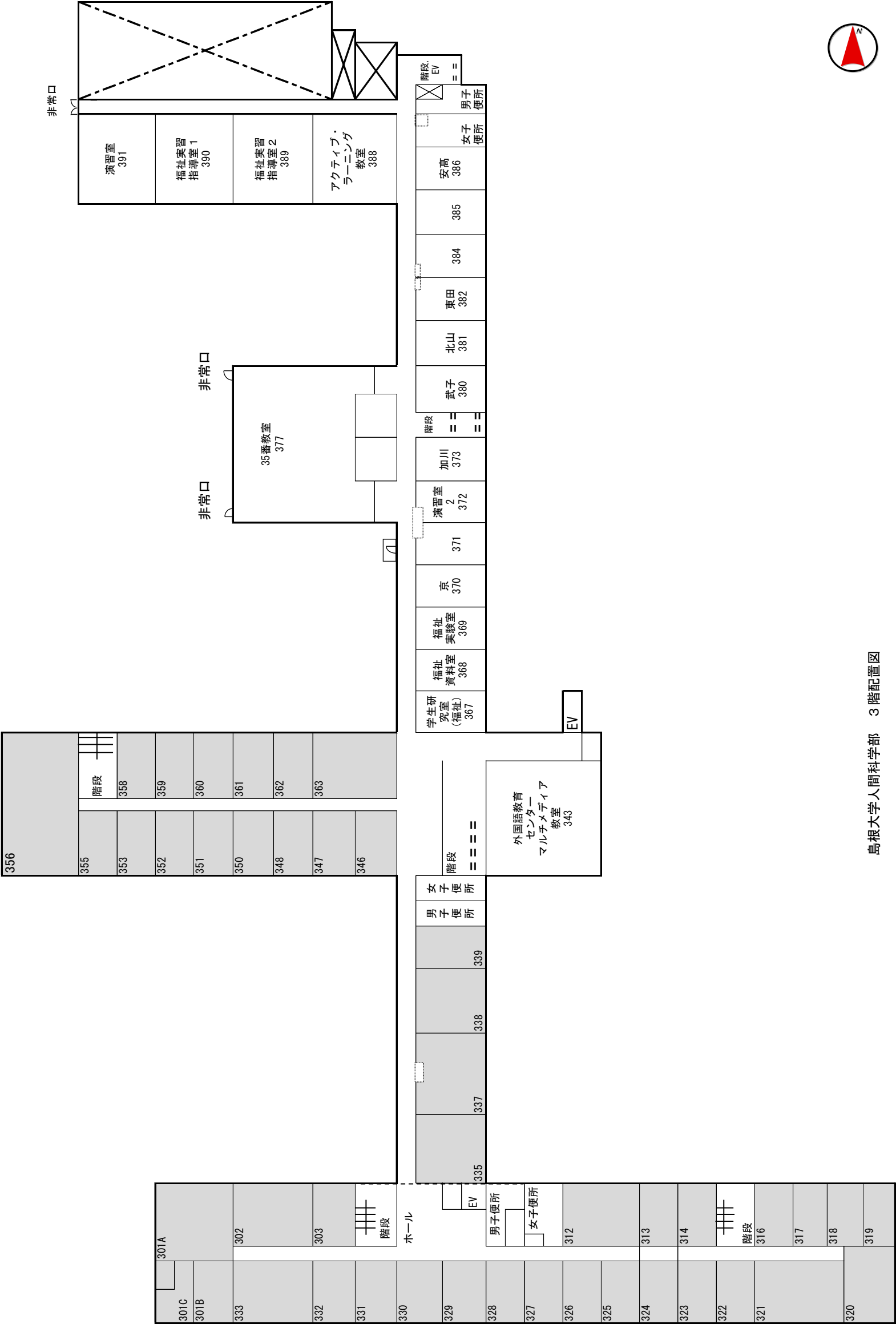
2 前項の規定にかかわらず、平成30年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、令和3年2月17日から適用する。



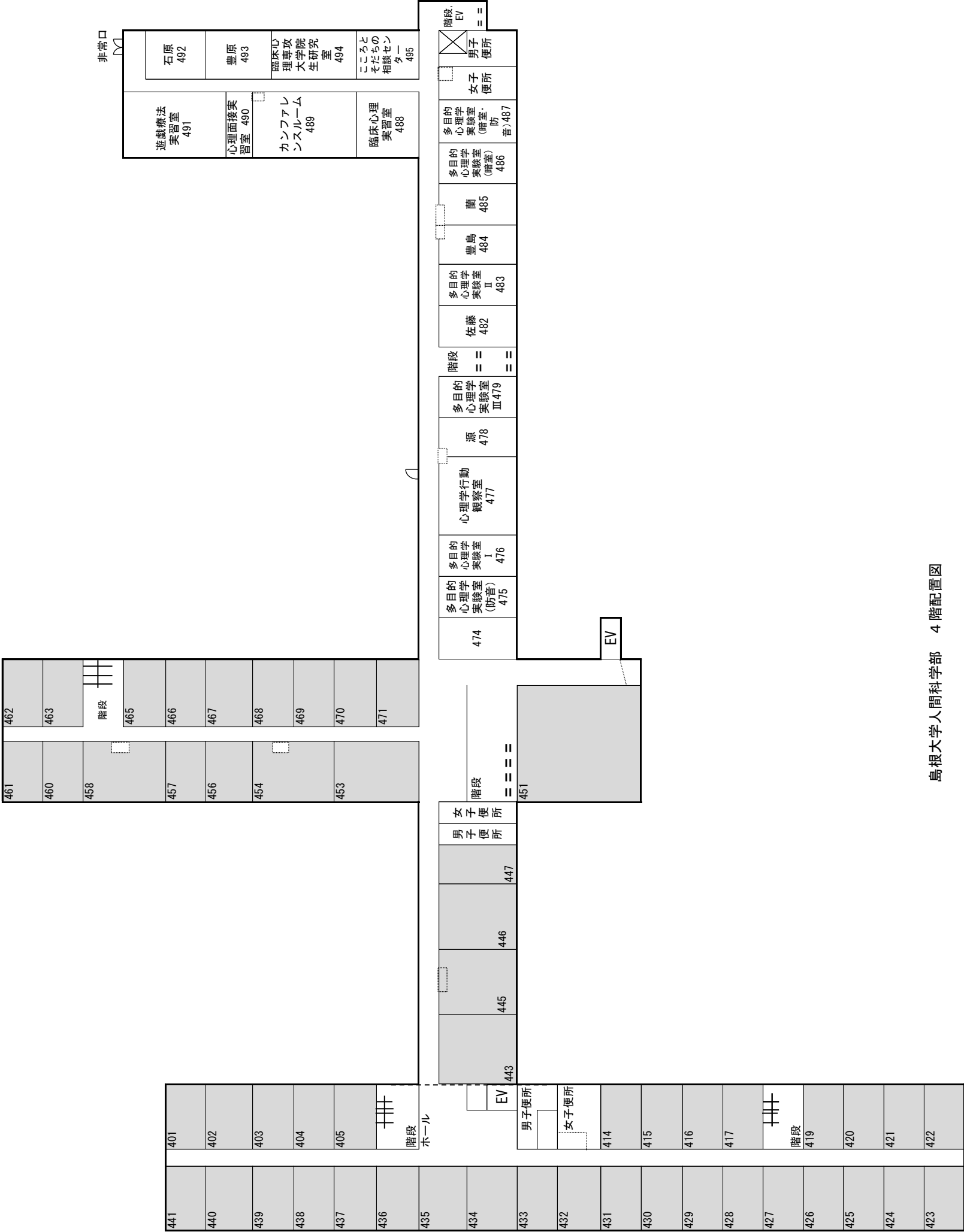
島根大学人間科学部 1階配置図



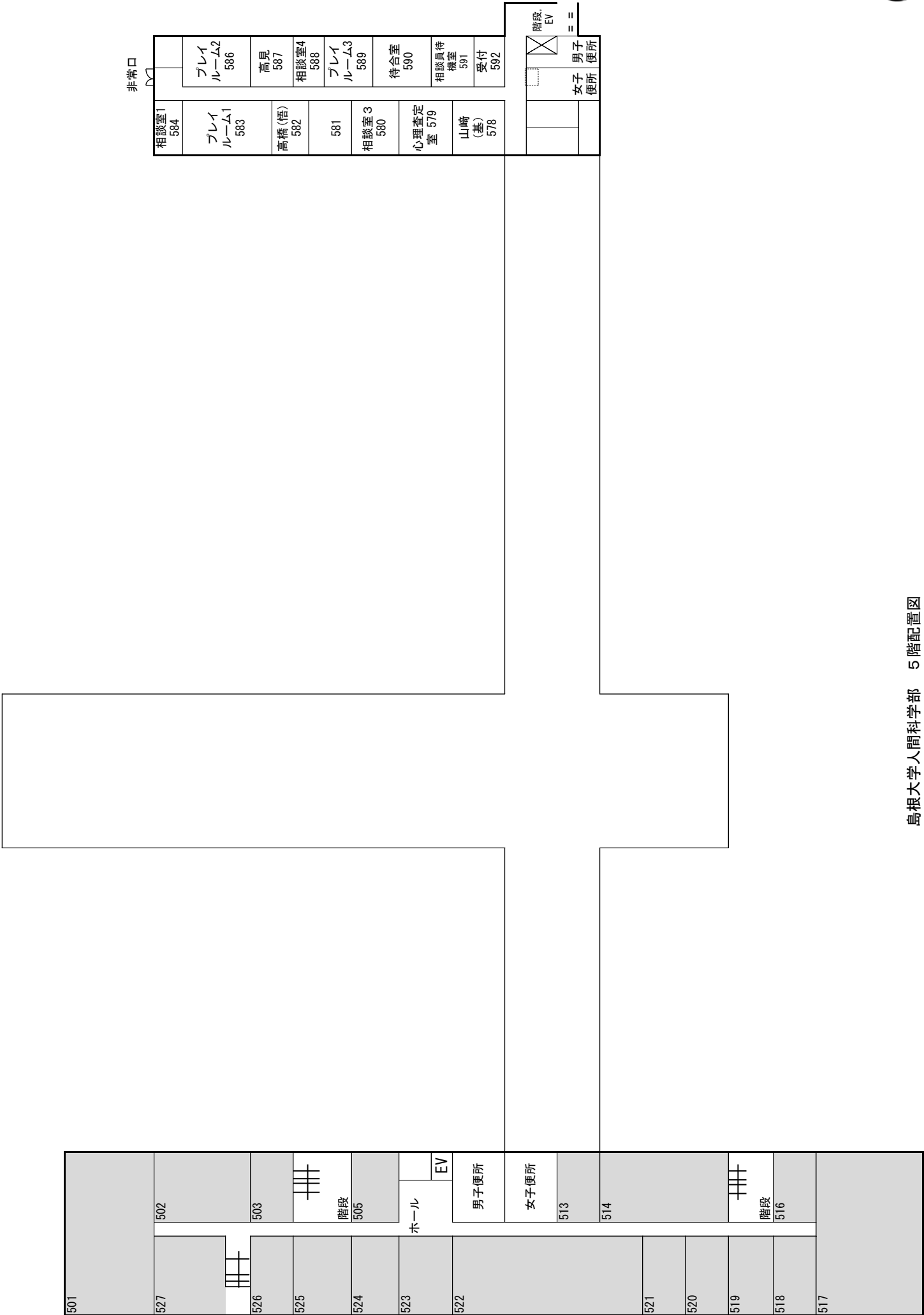
-74-



島根大学人間科学部 3階配置図



島根大学人間科学部 4 階配置図



島根大学人間科学部 5階配置図



人とともに 地域とともに 島根大学